

議事日程(第2号)

平成22年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第3号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第4号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第5号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第6号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第7号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第8号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
- 日程第8 議案第9号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第9 議案第10号 団体営村づくり交付金事業計画の変更について
- 日程第10 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第12号 高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 平成22年度高鍋町一般会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 平成22年度高鍋町水道事業会計予算
- 追加日程第1 発議第1号 議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の設置に関する決議

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第3号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第4号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第5号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第6号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第7号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第8号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
- 日程第8 議案第9号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第9 議案第10号 団体営村づくり交付金事業計画の変更について
- 日程第10 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第12号 高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 平成22年度高鍋町一般会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成22年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 平成22年度高鍋町水道事業会計予算
- 追加日程第1 発議第1号 議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の設置に関する決議

---

出席議員（16名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 緒方 直樹君  | 2番 黒木 正建君  |
| 3番 池田 堯君   | 5番 水町 茂君   |
| 6番 大庭 隆昭君  | 7番 柏木 忠典君  |
| 8番 矢野 友子君  | 10番 岩崎 信也君 |
| 11番 八代 輝幸君 | 12番 徳久 信義君 |
| 13番 中村 末子君 | 14番 春成 勇君  |

15番 永谷 政幸君

16番 時任 伸一君

17番 山本 隆俊君

18番 後藤 隆夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君                      事務局補佐 野中 康弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	曾我部義雄君	農業委員会事務局長	松木 成己君
産業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	正崎 博君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	井上 敏郎君
税務課長	田中 義基君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	永友 吉人君	社会教育課長	東 啓三君

---

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

ここで、3月4日本会議において発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。

おはようございます。訂正をお願いいたします。

議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算の提案理由について誤りがございましたので、おわびをいたしまして訂正を申し上げます。

歳出の衛生費の提案理由説明で、公共下水道事業会計への繰出金と申し上げましたが、同繰出金は土木費であり、土木費の項目の説明でも同繰出金を申し上げましたので、衛生費の提案理由説明から同繰出金を削除するものでございます。まことに申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

---

**日程第1. 議案第2号**

○議長（後藤 隆夫） それでは、日程の第1、議案第2号平成21年度高鍋町一般会計補

正予算（第6号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

- 13番（中村 末子君） 13番。国は政権交代による支出見直しが行われてきました。当初意気込んで、3兆円の経費削減を行うことを目標にしてきましたが、残念ながら1兆円強にとどまり、平成22年度の先行きが見通し不安定となりました。また、前政権による平成21年度補正予算をも見直し、結局は4,800億円が削減される地方自治体にとっては、絵にかいたもちとなってしまいました。しかし、5,000億円についてはとどめられ、今回の補正予算としてようやく日の目を見ることになりましたが、今回提案された予算については、年次計画どおりなのか、また議会に請願されたり、住民代表の議員が一般質問などで要望してきた案件について計画してきたものなのか、答弁を求めます。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

今回の補正予算は、国の2次補正、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に伴うものが中心となっております。今回の事業は、以前より整備要望等のあったもので、平成22年度当初予算に計上する予定であったものを臨時交付金で手当することにより、前倒しして予算計上するものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

- 13番（中村 末子君） 議長、先ほどの答弁ではちょっと違います。私これ2問目にしないでいただきたいと思うんです。答弁は、「議会に請願されたり、議員に一般質問などで要望があったものに基づくのか」というところも書いてありますので、しっかりそのことについて答弁をしていただかないと困るんですよね。そして、以前から要望していたと、前倒ししてということは、もうそれは十分わかっていることなんですよ。だから、内容について私たちにも資料を配っていただいておりますが、どういうふうに精査したのか細かく質疑に対して答えていただかないといけません。

私これ2問目外してほしいんですけど。2問目であれば、そしたら、じゃあ2問目として質疑をしますけれども、執行部としては、先ほどの町長の答弁がありましたけれども、議会請願とか一般質問で要求された問題については何%の達成率なのかということをお伺いしたいと思います。また、身体障害者補装用具給付事業について、大変増加しているんですけど、「対象者増加」としか提案理由説明がなされなかったんですね。高鍋町の住民の動向がどうなっているのか、どういうふうに推移してきているのかということが、町長の先ほどの答弁では十分に思慮されない部分がありますので、先ほどの私の質疑に関してもう少し詳しく答弁をしていただけたらと思います。

いわゆる、私たちがいただいている資料の中で言えば、細目についてしっかりと答えていただかないと困るということなんです。6,705万3,000円のこれ出されてますでしょ。地域活性化・きめ細かな、この内容について従前からしていたけれども、平成22年度で上げていたと、上げようと思っていたと言われるけれども、こういう予算とい

うのは、もう以前から要望していたけどずっと積み残しをされてきた案件も多いんじゃないかなと思うんですよ。だから、これが平成22年度の予算であっても、かなり収入的には低いと、歳入的には低いと見ていらっしやっただと思いますので、これが本当に実現できてきたのかどうかというところ、非常に難しい問題だと思うんですね。精査をしてこられたことがあるだろうと思うんです。

そして、この地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業そのものが、例えばこの平成22年度の予算がすべてある程度高鍋町のほうでは予算ができてきた状況の中で、恐らくこの予算の配分っていうか通達が来たんじゃないかなと思うんですね。去年の恐らく12月ぐらいじゃないですか。11月か12月ぐらいでしょ。だから、そのころになるともう大分話し合いをしてきたと思うんですが、固まってきたものをずっと上げてきたのか、それともこれは本来なら平成22年度の予算には載せられないけれども、こういう予算が来たからじゃあ載せようということになって、急遽実現できるようになったという項目もあると思うんですね。これは、補正予算であって、あくまでも補正予算であって、ここで質疑、討論、採決としていかなければならないんですね。そういう状況の中で委員会審査が行われないということになると、非常に、それこそ名前のおり、きめ細かな対応をしていただかないと、議会としては私個人だけでしょうけれども、非常にわかりにくい予算状況となるのではないかというふうに思いますので、再度きめ細かな臨時交付金事業として歳出の部分で書いてあるものについて、細目について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、要望とか請願についてでございますが、要望等につきましては、それぞれ担当課といいますか建設管理課ですが、その中でずっと長年わたりまして調整等をして順次緊急的なもの、あるいは安全対策等を考慮しながら要求されてきておりますので、当然その中で優先的に要求があった分について予算を措置するという方針で来ておりますが、議員がおっしゃったとおり予算の限りがございますので、その中で選りながらしてきたという事実でございます。

それと、請願につきましても、その分が請願かどうかというのはちょっと査定の段階ではそこまで気にとめて査定はしておりませんが、調べましたところ、今回上げております青木の分ですが測量するというところで、請願等についての分については残っている分はないというふうに判断しております。

それと、今回の臨時交付金との関係ですが、臨時交付金が確定しましたのは年明けということもありまして、金額がはっきりしないというのと、22年度の当初予算のほうに先に先行しておりますので、全体的にはその中で22年度先行しながらということであったわけですが、先ほど申し上げましたとおり、額が確定したことに伴いましてそれに見合う予算の中でのといいますか、その中で当然町長の、総合計画もそうですが、子供に向けた予算をできるだけやりたいというようなところもございましたので、そういう部分で優先的にそういうのを前倒ししてきた経緯というのはございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

政策推進課長が答弁されるのは構わないんですけども、ちゃんと町長が登壇してお答えになった部分ていうのがあるわけですから、私が申し上げたいのは、今政策推進課長が答弁されたように、この6,705万3,000円が確定したのは年度明けてからなんですね。確定したのはですよ。でもその前には、この予算ていうのはつくられてきてるわけですよ、平成22年度の。だから、その、それをだから答弁とそれが違うって私が言ってるのはこういうことなんですよ。だから、きめ細かな臨時交付金が出るだろうと予測して予算を立てられたのかどうかという事も含めてですね。それが絶対これぐらい出るだろうと。

だから当初は、私が言いましたように、当初は1兆円ぐらいの規模だったんですよ。この名前が違いますけど、1兆円の規模だったんですよ。これが5,000億円まで減らされてきたわけですね。具体的には。その1兆円のときに多分こちらが要望されていたのは1億3,000万円ぐらい要望されてたんじゃないかなというふうに思うんですよ。恐らく倍額ぐらいは要望されてたんじゃないかなと思うんですよ。また、それだけ要望してもいいような交付金の額でしたので、向こうから通達で来ているのは大体それぐらいの金額で、一番最初はそれぐらいはいいだろうというぐらいの額で多分来ていただろうと思うんですよ。それが、政権が交代して5,000億円まで減らされてしまったと。その中で6,700万円、頑張ってくださいって議会運営委員会のときもお話がありましたけれども、ほかにも要望を出しているということはおっしゃっていただきましたけれども、これはどうしても地方財政が厳しいところに重きを置いてしまうという交付金の状況の中で、非常に高鍋町はほかの自治体と比較して非常に少なくなっているという状況があると思うんですね。

だから、そこをかんがみて、予算が要するに、もう交錯しているわけですよ。予算そのものが。だから、町長のあの答弁ではだめですよということを言いたかったのは、そこなんですよ。予算が平成21年度の2次補正と、国のですよ、補正と、高鍋町の22年度の一般会計予算とが交錯している状況の中でどうだったんでしょうかということをお聞きしてるわけですから、そこが非常に答弁は難しいかとは思いますが、町長のだからあの答弁では理解できないわけですよ。

だから、前倒しでやったと言うんだったらもう補正予算じゃなくて、当初予算は大体固まってるじゃないですか。ね。大体固まってる中で、それを取り崩していったのかどうかってことをちゃんと説明していただかないと。だから緊急に、例えばこれで6,705万3,000円ていうのは、もう1億3,000万円ていうのは特別枠で予算を組んだのか、組んでなかったのかと、そういうことが問題なんですよ。もうだからこれは当初から充て込んで、前の自民党、公明党の政権のときに、自民公明の政権のときに組んでいた予算、

出していたもの、地域活性化について出していたものと、このきめ細かなで決定したものが、政権が要望を出したときと決定したときは政権が違うわけですよ。だから、政権が違うところでどうしたのかということを知っているわけですよ。そこで、金額が減ってなければいいですよ。金額が減ってなければ問題は無いと思うんだけど。だけど、町長が「平成22年度の予算前倒し」という答弁をされたでしょ。町長、これ御理解されてます。ことしになってからこれ臨時交付金の額が決定してるんですよ。もうそれまでには方向づけは、もう大体予算の方向づけっていうのはだいたい決まってるんですよ。だから、答弁がそのものが違うんですよ。答弁そのものが。前倒ししてやったというのであれば、じゃあ前倒しをされたらその分あくじゃないですか。平成22年度の分が。それじゃあ何を持ってきたのかっていうことも、これまた平成22年度の予算のところじゃあ追加して聞きますけれども。だけど、そこがよくわからないと、「わからないところがわからない」と言って終わってしまう可能性があるんですよ。予算というのは、そういうもんじゃない。当初からやっぱり計画を出して国から突然来る交付金の、出せと、要望を出せと言われたことであっても、当然それに見合った、交付金額に見合ったものをこちらは計画してやっていくわけですよ。それは、今までやっぱり積み残してきた分含めてしっかりと精査していく必要があると思うんですよ。各課から「こういう予算を出してほしい、こういう予算を出してほしい」ということをずっと言われてても、「いや、それは予算がないからできないよ」と言ってずっと積み残してきた部分を、だから前倒しって言うんじゃないくて、「積み残してきた部分をやっとなりますよ」という答弁だったら、私も理解できるんですけど、そうじゃないと思うんですよ。各課からは、この平成22年度の予算以上の計画が上がってきてると思うんですよ。だから、私は前倒しでやったということではなくて、積み残してきた部分をやったんじゃないかなって私はそういうふうに理解をしたから、私の理解が全然違うと、答弁ではね、いうことになりますので、ああ、高鍋町はじゃあ計画したことはすべて各課から要望が上がったことは漏れなくやってきてるんだなという判断になりますよ。先ほどの町長の答弁からすると。そうでしょう。「前倒しでやった」という答弁であるから。前倒しちゃうことは、やっぱり違うでしょ。計画してて積み残していた部分をやったというだけでしょ。その言葉を間違わないで使っていたかかないと、確かに計画を来年度にしている、ことしそれが予算として計上できたということであれば、それは当然前倒しということになるのかもしれないけれども、町長の最初の答弁っていうのがそうだったから。

町長、私ね、今の私の疑問に対して町長がしっかり答弁していただかないと困るんですよ。そして、議長もお願いしたいんですよ。町長はちゃんと答弁してもらわないと困る。そして、政策推進課長が答弁するのはいいんですよ。答弁して構わないんです。細かなことになればね。それは。だけど、私が知っているのはパーセンテージを知っているわけでもない。だからパーセンテージに関しては、私は政策推進課長が答えても構わないと思いますけれども、でも全体的な方針のことについては町長が答えていただかないと、非常に質疑

を混乱させる。私が本来なら3問目もしなくていいと思っていたのに3問目もしなくっちゃならないということになると非常に困りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(発言する者あり) ちよつとそれに答えてよ。議長、せつかくこれ私言つたから、これについてずっと上のほうから答えさせてよ。だって、委員会審査がないんだから。いつごろから計画してやつと今になつたのかとか。ちゃんと答えてもらわんと困るわ。(発言する者あり)

○議長(後藤 隆夫) 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

.....

午前10時22分再開

○議長(後藤 隆夫) 再開をいたします。

政策推進課長。

○政策推進課長(森 弘道君) 政策推進課長。この1件1件について新規か前からの分かというのはちよつとあれですけども、確かに道路関係については前から要望があつた分がなかなか予算措置できてなくてという部分も確かにあります。学校とか保育園等につきましては、この際、常に幾らかずつの修繕費しか計上できてなかつたところもありますので、その分で上乗せして、この際少しでもというような部分もございまして、中央公民館あたりもこれも前から出てる分でもございまして、積み残してきている分というようなこととなります。

その前倒しの表現ですけど、確かに時期がちょうど重なつたというのも一つありまして、確かに、このきめ細かな臨時交付金自体は多分出るだろうぐらいの話で確定もなかなか来ないしというようなことがあつたもんですから、当然査定上は22年度の当初予算の中で査定しておりますので、その表現といたしまして、これが21年度予算の補正なもんですから、そういう意味で前倒しという表現を使わせていただいております。時期的にはもう3月補正ですので、前倒しという表現がどうかというところはございまして、年度との関係でそういう表現で前倒しという言葉を使わせていただきました。

以上でございます。

○13番(中村 末子君) 一応1つずつ答えさせてちょうだい。(発言する者あり)

○議長(後藤 隆夫) 暫時休憩をいたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長(後藤 隆夫) それでは再開をいたします。町長。

○町長(小澤 浩一君) 町長。詳細につきまして、各課より説明をいたさせます。

○議長(後藤 隆夫) 産業振興課長。

○産業振興課長(長町 信幸君) 産業振興課長。このことにつきましては、私どものその



22年度一般会計の予算の要求をしたものがこの補正の中で通っておった部分があります。これもできたらいいな、あれもできたらいいなというものを載せておりましたものの中で、積み残しだとか前倒しだとかいう意味合いでの説明をしていきたいと思います。

農村施設費の交流施設費の、具体的に言いますならば、水中ケーブルの取りかえ、これは先ほどの表現で言えば、減価償却の年数も超してるし、できたら早くかえたいなというようなもので、意味合いでこれは積み残しになろうかと思えます。それから、レンジポンプについてはもう故障しておりましたんで、22年度にはぜひ予算をいただきたいと思ってたものでございます。ですからこれで言えば、これは前倒しという表現になります。それから、源泉設備の修繕、レストラン部分のアルミサッシの修繕については、積み残しというような考え方になります。それと、露天風呂漏水修繕については、これはぜひ直しかにやいけないというような考え方でございました。それから、観光費の修繕料、海水浴場の更衣室の塗りかえについてですけれども、これも積み残しといえれば積み残し、色の塗りかえができたらいいなというような考えのもとで22年度にお願いしていたものでございます。

ですから、そういう意味合いでは、私どもの所管する部分で言えば、前倒しと積み残しとあるというようなことでございます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。建設管理関係では、町道、町の単独改良事業ということで、例年この単独事業について予算を措置しているわけですが、今回のこの路線につきましては、すべて22年度の当初予算でやろうということで考えていた事業でございます。これをすべて21年度の今回の補正で行うということで、すべて前倒しという形になるかと思えます。

中身的には残り1線の測量設計、これは請願によるものでございます。それから、工事請負費の川田・青木線、それから毛作（3）線までは、これは要望によるものでございます。それから、最後の黒谷交差点につきましては、これは来年度予定をされております県道の黒谷交差点の改良に伴いまして、これは町のほうで計画をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。まず、健康づくりセンター整備でございますけれども、2番のプール排煙窓オペレーター、これ故障しておりますので修理ということで前倒し、それから空調機については定期的のものでございますので、前倒しということになります。そのほか、以外は、22年度以降でできるといいなというのが前倒しになったということになります。それから、保育園施設整備ですけれども、これはわかば保育園に係る整備事業でございます。新年度で、22年度でお願いをしておったものが、3番のホール出入り口のアルミテラス、それから園児の手洗い器取り付け、5番ですね、それから6番の網戸をお願いをしておりましたが、これが前倒しになって、その他につい

ては後年度で考えていたものが今回取り上げられたということになります。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 教育総務課長。私どもの場合、幾つか上がっておりますけれども、特に従前からお願いをしている部分につきましては、給食センターのプラットホームの壁の設置工事、これについて平成19年度からお願いしています。残りはすべて新年度予算として計上しているものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（東 啓三君） 社会教育課長。社会教育課関係でございますけれども、作業室の畳がえ、これにつきましては20年度当初予算で計上いたしましたが、一部分積み残しになっていたものでございます。それから、ホール舞台雨漏り修理につきましては、昨年の12月に舞台の壁面に取りつけております雨水配管が破損したために22年度当初予算で計上を予定しておりましたが、今回臨時交付金事業として予算を上げたものでございます。それから、蓄電池触媒の取りかえでございますけれども、これにつきましては昨年の定期点検で蓄電池の浪費が認められたもので、同じく22年の当初予算で計上する予定をしていたものが臨時交付金として今回計上するものでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。第2部消防機庫でございますけれど、21年におきまして建設管理課のほうで用地買収を9月に完了いたしまして今現在道路改良を行っておるわけでございますけど、これは議員の方々の要望を22年度において行う予定を、今回のきめ細かな事業のほうに振り替えて前倒しで行う予定です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

○13番（中村 末子君） もう1回認めてください。

○議長（後藤 隆夫） 3回までですがね、質問は。

○13番（中村 末子君） いや、認めてください。課長は私の答弁でちゃんとしなかったから。

○議長（後藤 隆夫） 各課担当がもう回答したがね。

○13番（中村 末子君） いや、ほかの問題があるから。

○議長（後藤 隆夫） ほかの問題はもう質問が違うでしょ。3回終わったじゃない。

○13番（中村 末子君） だから、この問題であるから。

○議長（後藤 隆夫） はい。それでは、13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。先ほど、消防団の第2部の機庫建てかえについては、これは長年の懸案だったということで、答弁もありましたけれども、土地購入は早くできたのになぜ建設できなかったのか、その理由は何だったのかということ、これはどうしても聞いておきたいことなんですね。そして、私は、ほかの地域活性化のきめ細かな臨時

交付金事業の中で前倒しもあるし、平成22年度またそれ以降の予算でこれはしていただきたいという予算だったということを答弁がありました。確かに私も今回の臨時交付金については、非常に今までできなかったこと、積み残してきたこと、そしてやりたかったことを、要望できなかったことを、要望したくても財政が厳しいからということで要望をしても片手に持っていても要求できなかったというような案件がほとんどだったのではないかなというふうに思うんですね。

だから、そういうことから考えたときには、非常に私たちにとっては必要な予算ではあると思うと同時に、国が4,800億円も減らしてきたっていうのは非常に情けない部分があると思うんですが、執行部のほうからこれ以外にも私は議運のときにお聞きしたんですけれども、要望している要項があるということだったんですけれども、それについて具体的に答弁できれば答弁をしていただきたいと思っていたんです。だから、そのことをしっかりと聞いておかないと、やはり執行部が頑張っている部分っていうのも評価していきたいと思う部分もあるものですから、答えられれば結構でございます。答えられれば答えていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 答えていいど。消防機庫の問題だけ。答弁を許可します。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。消防機庫の件でございますが、おこなっているとは今のところ考えておりません。用地買収ができたのが平成21年の9月ですので、それ以降道路改良工事には現在かかっております。それをもとに今回設計委託を発注して工事を発注いたしますので、全くおこなっているとは感じておりません。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。13番議員のほうから細かく質疑がされましたので、私はこの予算書に上がっておる部分について、二、三点についてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、35ページなんですけれども、行政事務連絡員に84名ということで上がっておりますが、減額が33万円上がってるんですよ。この減額された理由をお聞きしたいと思います。と申しますのが、22年度はまた1,236万9,000円というふうに計上されておりますので、特別何か理由があったのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、47ページですけれども、工事請負費でございます。わかば保育園分それから町立保育園分ということで233万4,000円計上されておるわけなんです。これをちょっと見てみますと、第3回それから第5回補正、6回補正を見ますと1,827万9,000円になるんですよ。合わせると。それで、私が聞きたいのは、これは一般財源ですね、全額。上がっておるわけなんです。こういった部分的にやらなくて、箇所がわからないんでそれも教えていただきたいんですけれども、500万円、大規模な補修になると補助がつくんじゃないですかね。今補助つかないんですか。あ、そうですかね。前は500万円以上補助がついておりましたので、そういう観点からまとめてやれば補助金がつくんじゃないかというふうに考えましたので、お聞きしたわけなんです。じゃあ、何

箇所かその辺を教えてくださいたいと思います。

それから、49ページですけれども、予防接種事業費、この中で新型インフルエンザ等に第4回で補正が2,200万、80万8,000円補正されておるわけですね。今回1,370万5,000円減額されてるんですよ。これはいつ時点で積算されたものか、まだ3月終わってないんですよ。今からまだインフルとかそういうものが気候の変わり目ですので、急激にまたそういうものが増加するようなことがあるんじゃないかなというふうで、減額した理由ですね。というのは、ちょっと不安になったもんですから、もしそういったものが急激にふえた場合に減額して大丈夫なのか。というのはわざわざ補正をしてやったわけなんですよ。ほいで、私も前のときにも補正のときに質疑したんですけれども、高鍋町は措置が遅いですよということを申し上げました。

そういうことで、新型インフルエンザ、そういうものにかからなかった理由があるんじゃないかなというような気もしておりますので、その要因をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。35ページの行政事務連絡員の報酬の件でございますけど、これは実績に基づく戸数割がありますので、それがもう決定したことによる減額でございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。47ページの工事請負費の保育園の工事関係でございますが、平成22年4月1日から持田、上江を民間に移譲いたしますので、それに係る大規模とは言い切れませんが、手直し、カーテンでありますとか床、それから網戸等の設置をいたしております。それから、わかば保育園分につきましては、先ほどきめ細かな臨時交付金これを手当をいたしまして、先ほど申しましたような上江保育園の塗装工事、それからホールの出入り口のアルミのテラス等の工事を行う予定でございます。

それから、49ページの予防接種の関係でございますが、インフルエンザにつきましては、特に新型インフルエンザでございますけれども、優先接種対象者の約70%の接種率で、当初補正を上げさせていただきました。現段階で、接種率が、当初生活保護世帯それから非課税世帯2,180人を見込んでおりましたけど、これは70%を掛けた後の数値でございますけれども。1回目が14.3%、それから2回目が2.4%、2回の助成をすると。生活保護それから非課税世帯については。そういうパーセンテージ。それから課税世帯につきましても5,640人の対象者がいる中で、これ1回目のみ助成をすることになっておりましたが42.1%でございます。70%の目標というか受診率を大幅に下回るということが、この結果として、補正減の結果としてあらわれております。これ、小中学生につきましては、もう既に大幅に学校内で蔓延をいたしておまして、接種の必要がなくなっているという判断のもとに子供さんたちは受けない。それから高校生以上になりますと、今回の新型インフルエンザ、発症しても重篤にならないというのがございまして、接種を

控え、切りかえられたということが一つ原因になっているのではないかなというふうに思います。今後3月までまだ1月ございますが、これにつきましては、減額をしても十分対応できる額を残しておりますので心配ないんじゃないかなというふうに思います。季節性インフルエンザにつきましても、同様な考え方でおります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり採決することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第2号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第3号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第2、議案第3号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。平成21年度の国保税については、「高い」と住民からの苦情が殺到しましたがけれども、結果的に見て準備基金積み立て約9,380万円を積み立てできる状況のようですが、繰越金についてはどのくらいとなるのか、おおよその試算を述べていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えをいたしたいと思います。

繰越金につきましては、主に前年度から留保しておりました平成20年度前期高齢者交付金の超過交付分がございまして、その分、それから次年度の保険税軽減に充てるために交付されました介護従事者処遇改善交付金などで、総額1億2,000万円程度を想定をいたしておるところでございます。

なお、準備基金積立金9,380万円の財源のうちの8,800万円は県の保険財政自立支援事業の貸付金というふうになっております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。高鍋町の国保財政はまさに危機的状況なんですけれども、一般会計から繰り入れを行ってでも対処すべきではなかったかと考えます

けれども、そのような議論はなされなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） お答えいたします。

確かに議論をさせていただきました。その結果、平成21年度は一般会計から6,500万円の繰り入れ、財政安定化のための繰り入れを行ってきたところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） しかし、その繰り入れも通常どおりの繰り入れでなかったかと思うんですね。だから、6,500万円の繰り入れを行ったにしても、非常に国民健康保険税が高くなるということに対処できるような状況ではなかったかと思うんですね。だからこれはやはり、正直な話言って、やっぱり1億円以上の別枠での事務経費及びその他もろもろどうしても出さなければならない国民健康保険への町繰り出し分を除いて、ただ減税をしていくためだけの一般会計からの繰り入れというふうに、この繰り入れについては認識をしていただければと思っているんですね。そういう状況から考えたときにどうだったのかなということが聞きたかったわけですね。

また、住民目線で考えていけば、町長は町民が主役という立場でずっと言ってきておられるんですね。その中で、やはり国民健康保険税を大幅に引き上げねばならないという思いは、まあ断腸の思いがあって実行されたことだろうとは思うんですね。だけど、それでも確かに高鍋町は財政的に非常に厳しい状況がある中で、高鍋町のその財政の中から1億円なり2億円なりという状況を国民健康保険につぎ込むというのは非常に難しい状況もあるかと思えますけれども、しかし、いろんなほかのところを見ても、補助金なりいろんなものを含めて、ここはできれば自重していただきたいと思うような部分もありますけれども、効果的であれば、少ない人数であってもそこに助成していく、国民健康保険税というのが、いわゆる賦課世帯から行くと、全体の高鍋町の住民の中からすると何%ぐらいになっているのか、それで判断されたのかどうかということも非常に気になる場所なんですね。

だから、今退職のほうの国保のほうもなくなりましたし、そういう意味ではいろんなことが一本化されて、なかなかわからなくなってきた部分っていうのが非常に国民健康保険税の中ではあります。そしてまた、おまけには、互助という立場で国民健康保険税を支払っていただきたいということを啓発活動も恐らくされているだろうと思うんですけども、なぜ、国民健康保険税を引き下げるために借入金まで行ったわけですか。借入金を行うという決断もされたわけですか。国民健康保険税どうしても下げていきたいという町長の思いもあって、恐らく借り入れも申請されたんだろうと思うんですけども、まずそれ以外にやっぱり高鍋町の財政そのもの、一般会計の中から、どうしてもう少したくさん繰り入れてでも国保財政を助けていくことができなかつたのか、国民健康保険税を上げていかないために頑張れなかつたのかということの町長の思いを聞かせていただけたらと思っております。

それから、特定健診者の数がどのように変化してきているのかということ。これは数字的ですので、担当課の方がお答えになるのかと思うんですけども、できれば町長がしっかりとその辺を答弁をしていただいて、なぜ一般会計からもっと繰り入れることができなかったのか、引き下げるといふか横ばいであっても、もう県下の中でも非常に高く国民健康保険税が位置してる状況、これからまた退職者も出ればますますその退職者にとっても非常に重い税が課せられるということについては、収入の高い方はいいと思うんですけども、昨今出していただいた資料の中で、昨年の10月から変わったと思うんですけども。収入が減ったりとかそういう方についても減免の措置ができるようになりました。このことからしても、やはり非常に高鍋町の方でも生活が苦しいという方もたくさんいらっしゃるわけですね。だから、商店街の皆さんほとんど国民健康保険に加入されている方が多いと思います。農家の皆さんともども。だから、農家の収入が低い。そして、低くなるということは、高鍋町全体の商工業に与える影響っていうのもすごく大きいわけですね。

だから、そういうことも踏まえて、なぜ、一般会計から保険税が横ばいなり引き下げられる方向でできなかったのか、繰り入れを行うことができなかったのか、そこを町長の熟したる思いもあると思うんですが、そこをしっかりと町長の思いを自分の口で答弁をしていただければというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、大変厳しい財政状況でございます。国保では14、15、16と税を下げたまいりまして、高鍋町は。それで、17年からまたもとに戻しかかったんですが、何せ私たちのような年代が、団塊の世代が帰ってきました、それに間に合わず、一般会計からでも確かに補正をしなきゃならないという覚悟はしておりました。しかしながら、職員たちと一緒にいろいろな計算したり判断をした結果、県からもそういった無利子のお金を借りながら、何とか今国保を運営しているところでございます。去年、そういう処置をとりましたので、ことしは税率も上げずにいけるのかなと思っておりますが、またこれを3年後にも返していきますので、2年後か、返していきますので、そうなりますと、なかなかまた国保税は厳しいのかなと思っております。

しかし、常に私も議員時代から思っておりましたが、やはり基金は、国保の基金は1億円、2億円の基金は持っておかないといかんということで頭にありましたが、町長になってきましたら6,000万円ぐらいか8,000万円しかなかったもんですから、そこで、税率をもとに戻して17、18、19、戻しました。しかし間に合わなかったということで、そういった方策をとらせていただきました。今後とも医療費の抑制をしながら住民の皆さんにそういったお願いをしながら、やはり頑張って運営をしていく所存でございますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。特定健診の数のお尋ねだったと思いますが、平成19年度までは基本健診で実施いたしておりまして、国保の受診率が5.18%でございました。平成20年度から特定健診が新たな制度に生まれ変わったわけですが、目標を25%に置きまして、受診率が29.87%、今年度はまだ終わっておりませんが、2月に最終的な健診を行いまして、これは私どものはじいた数字でございますけれども、目標が35%でございましたが、31.38%というところになっております。この31.38%につきましては、新たに正式に、県のほうから若干数値が違って報告されるものということになります。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

○13番（中村 末子君） 国保世帯。聞いてください。国保世帯。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。国保の世帯数でございますが。

○13番（中村 末子君） 議長、わからなければ当初で答えてもらっていいですよ。今わからなければ。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 大変申しわけありません。数字を持ち合わせておりませんので（発言する者あり）当初、はい、際にお答えをさせていただきたいと思っております。大変申しわけございません。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第3号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決をされました。

ここで、暫時休憩をいたします。15分から再開をしたいと思います。

午前11時08分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（後藤 隆夫） はい。再開をいたします。

---

### 日程第3. 議案第4号



○議長（後藤 隆夫） 引き続き、日程第3、議案第4号平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） ようやく老人保健制度の終了に近づいてまいりましたけれども、調整についてはどのような調整が行われるのか、そのまた検討はされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えをいたしたいと思います。

調整について調査検討はなされたかというお尋ねでございますが、歳出の遅延請求、それから過誤精算の件数については事前に把握ができない状況でございますので、予算編成に当たりましては、前年度の実績及び保険医療機関等からの事前相談も勘案しながら予算計上をしているところでございます。

なお、老人保健特別会計の主な財源である国県負担金や支払基金交付金につきましては見込み交付でございまして、翌年度に精算されるということになっております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第5号

○議長（後藤 隆夫） 日程第4、議案第5号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。これは、県の統一ということで、内容については恐らく議長のほうが私より詳しいのではないかなと思いますけれども、後期高齢者の医療費支払いについて従前の老人保健会計との比較検討はできているのでしょうか。また、一般質問でも行いましたけれども、温泉券の無料配布については、どのような効果が見受けられているのか。住民からは「年金額も低く、温泉券をいただけるのは本当にありがたい」と、「病院でおしゃべりするのと温泉では気分的に大きな違いがあるので、でき

るだけ無料券及び助成していただければありがたいのですが」との声がありますが、今回の配布について行き渡り率はどうでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

温泉無料保養券についてであります。長年社会に貢献されてきた被保険者への健康づくりへの寄与を目的として後期高齢者医療特別会計事業において無料保養券を配布することとしたところであります。医療費適正化としての効果は把握が困難であります。被保険者の方々には健康づくりのための助成として大変喜ばれているのではないかと考えております。

なお、平成22年2月末現在の配布者数は893名で全体の32.8%となっております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。後期高齢者医療制度と老人保健医療制度の医療費の比較検討についてでございますけれども、制度の仕組み上、平成20年度以降につきましては、レセプトそのものが手元にありませんので、比較検討が困難な部分もございますけれども、例えば後期高齢者の宮崎県内の医療費全体に占める高鍋町の医療費の割合を申し上げますと、旧老人保健制度時の平成17年から19年度の3カ年の平均が1.698%でございます。後期高齢者医療制度となりました平成20年度は1.71%とほぼ同じ割合となっております。高鍋町だけが特に医療費が突出をしていると、増加しているという状況ではないというふうに見ております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第5. 議案第6号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第5、議案第6号平成21年度高鍋町下水道事業特別会

計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。補償補填及び賠償金発生に関して、提案理由の説明では、水道敷きの補償の増加ということでしたけれども、なぜ当初から計画ができなかったのかということがありますので、答弁をしていただきたいと思いますが、また、全体計画の中で下水道の事業がどれぐらい進捗しているのか、進捗状況について答弁を求めたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。お答えいたします。

今回の補正に計上させていただきました補償補てん及び賠償金につきましては、公共下水道の管工事に伴う水道管移設補償であります。本年度、下水道工事を実施する中で、試掘を実施したところ、想定外の支障物件であります水道管が確認されました。そのため、水道管の移設が必要となり、その移設工事に係る経費を補償費で計上したものでございます。

次に、計画に対しましての進捗状況についてでございます。現在、公共下水道事業は233ヘクタールの認可区域を施工中でございます。平成21年度3月末時点で183.1ヘクタールの整備が完了し、平成21年度については約5ヘクタール程度の整備が完了する予定であります。事業認可期間は平成22年度までとなっておりますが、平成19年度より事業費の縮減を実施しており、認可期間内での完了が困難な状況であります。平成22年度中に事業認可期間を平成24年度までに延伸し、認可区域内の整備完了を目指していく予定であります。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。今、答弁で、試掘を行った後その時点でわかったということを答弁されましたけれども、私、水道管敷設については図面がすべて置いてあると思うんですね。そして、1.2メートルぐらいでしょ。配水されてるのが。水道管が布設されてるのが。大体それぐらいであれば、下水道はどれぐらいで、いわゆる流れる状況じゃないといけませんので、ポンプも途中につけられるとは思いますが、流れていくということを考えた場合は下水道管のほうが恐らく下になるのかなというふうに思ったりもするんですね。そういうことを考えたときには、もう試掘をする前から、本来ならこの水道管というのは、ここには通ってるよということは、ある程度状況が予測できたんじゃないかなというふうに私は単純に考えるんですね。だから、それがなぜ水道管を、ずっと図面が、まあ図面が頭の中に全部入ってるわけではないと思いますけれども、少なくとも図面は落としてあると思いますので、図面管理がどうなってるのかなというのがちょっと知りたいのが一つと、もう一つは平成24年度まで期間を延長してでも下水道の事業についてやり遂げたいということなんですけれども、平成22年度までで一応予定にはなってま

したので、進捗状況を聞いておかないといけないがと思ったんですが。

国の方針でかなり下水道事業への事業予算というのが削られてきているということを考えたとき、これからどのように、平成24年度までで果たして本当にこれ全部終了するのかなど、これから後のじゃあ状況っていうのはどうなのかなということ、やっぱりしっかりとこの場面で聞いておかないと、自分の頭の中に全体像の高鍋町の下水道及び合併浄化槽などの全体像をある程度網羅しておかないと、住民の皆さんからいろんな要求要望が出たときに、どのようなお答えができるのかということ考えた上での質疑ですので、しっかりと答弁をしていただけたらと思っております。

それと、町長にお願いがあるんですが、しっかりと、さきの議会運営委員会でも出ましたように、町長が答弁されない場合、要するに事務的なことであれば担当課が答弁をしますのでけれども、それについてもやっぱり町長がしっかりと答弁をしていただくようなことをちゃんとしてくださいということで、議長のほうからも申し入れが恐らくあっているんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。図面の管理なんですけれども、布設がえを行ったところが、図面の管理がしっかりできているんですけれども、布設がえをしていない区間、この間は、言えば漫画的な配管図これしかありません。まことに申しわけないんですけれども。

それから、本当に24年度で完了するかということなんですけれども、一応19年度から事業費を削減しまして、とりあえず24年度までには完了するというので、現在施工中でございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第7号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第6、議案第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計

補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。施設介護者が少なくなっているようなんですけれども、どのような状況と判断されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

施設利用者につきましては、本年度は施設全体で月平均約145人の方が町内外の施設を利用されております。これは昨年度とほぼ同様の利用数で、給付費も4億6,000万円と、昨年度とほぼ同額であります。今回の補正は、第4期介護保険事業計画に基づき、介護療養型医療施設19床を廃止し、その受け皿として介護老人保健施設21床それから特別養護老人ホーム33床を増床する予定でありましたが、政権交代による影響で施設整備が凍結されたことと、またグループホームの建設がおくれたために、入所者が計画値に達しない等の理由で減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。町長が答弁されたとおり、施設整備がおくれてきているということで、また利用者の数は145名の方ということで推移をしてきていると。余り増減はしていないと。また、療養型の病床群が配置されるということで、新たに特別養護老人ホームとか地域密着型のグループホームなどの施設整備を急がれているというところなんでしょうけれども、確かに利用者の分について介護保険料が少なかったと言えばそれまでなんですけれども、逆に考えていけば、地域密着型、いわゆるそして増床をされる分の施設整備がおくれていっている部分っていうのがなければ、介護保険の療養費が少なくなるかと考えていいのかどうか。療養型がもうかなり移設しているという形で私もお話を聞いておりましたので、療養型病床群の廃止によるものという説明の中で、それであれば、その療養型に入っていた方たちが一体何人ぐらいいるのか。そしてその人たちの療養型病床群の費用というのが一体どれぐらい介護保険に回ってくるのかということがこの数字のとおりなのか、どういう予測をしておられるのかっていうことをちょっと聞きたいんですが。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。詳細につきまして担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。介護療養型施設のベッド数につきましては、春光会病院が19床、それからもう既に海老原総合病院にもございましたが、これはもう全ベッド医養型のほうに移行しております。それから、なでしこ園が2床ぐらいございましたけども、ここももう一般ベッドに移行しております。現在春光会のみが引き続き介護型療養のベッドを持っております。

方針でいきますと、これらをすべて廃止をするということになっておりまして、先ほど

も町長が申しましたように、その受け皿と待機者を解消するために中間施設と特養を増床するという計画でございました。

介護型療養の給付費でいきますと、1人当たり月30万円程度になったというふうに思っています。それからグループホームでいきますと、これは年間ですけれども、1人当たり350万円ぐらい。当初予算でも計上しておりますけれども、地域密着型の給付費は大体1億9,000万円で55人程度を見込んでおりますので、大体1人当たり三百四、五十万円ということになります。（発言する者あり）年間。したがって、その施設がなければ高鍋町の給付費はそれだけ少なくなるというのは計算上成り立つわけでございます、議員御指摘のとおり地域密着型の施設がなければ給付費がそれだけ少なくなるというのは、そのとおりだろうというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。だからといって、なくていいということにはならないんですけれども、実は今地域密着型いわゆるグループホームの方については、かなり入られるので選定が物すごく難しい部分にあるっていうのを伺っているんですね。それで、グループホームの場合9人が必要なんです、やっぱりそれが7名になったりとか6名になったりとかして、もう施設運営そのものが非常に厳しい状況があるということをお伺いしたんですね。そのことを聞いたときに、これ以上また地域密着型ができて、運営できるような可能性がないということになってきたときには、非常に施設をつくったのはいいんですけども、入る人がいないという状況になったら困るということもあって、何かおくれるというお話を聞いたんですね。

だからそういうことを考えたときに、この春光会が持っていらっしゃる19床について本当に高鍋町が受け皿となって、ほかのところが施設をつくられて、受け皿となり得るのかどうかということが非常に問題だと思うんですね。だから、これが介護保険料にも大きく作用していく部分だろうと思いますので、医療保険の場合と療養型の病床群の場合と介護保険の場合は、負担がちょっと違うということをお話をお聞きしていますので、どのようになっていくのかということをお話を人数の経緯とともに、そして厚生労働省の基本的なコンセプト、いわゆる考え方は、居宅介護を支援するという形になっております。その辺の方針とあわせてどのような方針変更があるのか、また今のまんま進めていくのか。その辺のところをちょっと方針を聞かせていただければというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。地域密着型、高鍋町で言えばグループホームのことになるわけですが、このグループホームは正式には認知症対応型高齢者施設と。認知が医師の診断のもとにはっきりしてないと認知症対応型、いわゆるグループホームには入れないということになっております。そういう面では、一つの条件という形になろうかと思いますが、現在高鍋町内に4施設ございまして、9人施設でございますので四九、三十六名という形に、収容人数がですね。現在高鍋町外のグループホーム、そ

れから託老所等に10人以上の方が町外の施設に入居されております。グループホームは、地域密着型というふうに名称がついておりますので、高鍋町の町民は高鍋町内の施設に入って地域密着型で療養生活を送るとというのが基本的な考え方でございまして。ですから、1施設増設を今回いたしますが、計画として上げておりますが、町外に行っておられる方が高鍋町内に帰ってこられて、地域密着型の生活を送っていただく、こういうのが1ユニット増設した理由でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第7、議案第8号高鍋町総合計画第五次基本構想についてから、日程第24、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上18件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第8号高鍋町総合計画第五次基本構想について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。町長は、提案理由の説明の中で、12月の取り下げを説明され、「内容を精査して再度提案される」との要旨でしたけれども、それでは、諮問委員会をその後何回開かれ、どのような結論に達したのか、どのように内容を精査されたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

議案取り下げ後、諮問委員会を何回開催されたかについてであります。取り下げ後諮問委員会は開催しておりません。総合計画審議会会長に昨年の第4回定例会上程から取り下げに至るまでの経緯を説明し、今後の審議開催について相談をいたしました。審議会としては既に答申が終わり、開催する必要はないとの御意見でありました。委員の皆様に対しましては、昨年の第4回定例会上程から取り下げに至るまでの経緯説明とおわび、改めて審議会を開催しない旨を通知を文書で行ったところであります。

基本構想につきましては、各担当課における再精査とともに、町長、副町長、教育長、各課長級で組織する総合計画推進本部会議を2回開催し、計画の全体的な精査を行い、今回提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。確かに、諮問は終わってますよね。しかし、もう答申を出しておるからということで開かれなかったということの今御説明がありましたけれども。私ね、やはりこのずっと精査をしたんですね。前に出された部分と今度の部分とってということで、どこがどう違うのか、町長が精査したって言われたから、じゃあどこがどう違うのかってことでかなり文書はあったんですけど、この文書をお互いにずっと、これだけで3時間ちょっとかかったんですね。非常に私も総合計画については、正直な話言って日程の部分だけということだと私思っておりますから、別段もうそれ以上精査される必要はないのかなというふうにちょっと思ってた部分もあったもんですから、精査したということをおっしゃったもんですから。

じゃあ、12月議会での私質疑をもう一度言いまして、もう一度言いまして、どのようなところを精査し直したのかということ、答弁はおのずと違うと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

町長は、「もう一度委員を招集し」と、会議が行われ精査したかのごとくの発言でしたけれども、ただ単に年次変更だけであれば、当初提案理由説明については、もう少し事実



を述べるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

あと、第四次総合計画についての検証はどのように行われてきたのか、住民と町政執行者、議決者との温度差が私あると思うんですね。どのような計画をもってしても、住民の立場に立った計画であるべきだと私は考えますが、具体的な前期計画を見てもその概要が示されていないのはなぜか。また、高齢化社会の中で、どのようにして出生率を引き上げようとしているのかなど、機構改革をあわせての具体的な問題点についての構想はなぜ出てこなかったのかということをお伺いします。

まちづくりにしても、中長期的な内容が示されておられません。いろんな予算は出てくるんですけども、中長期的な予算、内容が具体的に示されていないんです。商店街はシャッターのみならず、さま変わりしております。本来の商店街を取り戻す手だてはどのように進められていくのか、問題点のピックアップは行われ、調査をされ、またどのように実行して着地点をどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

地域資源を生かしたまちづくりとありますが、具体的な内容になると、何だかはぐらかされたような感がするのはどうでしょうか。商工、農業と、消費者との連携についてはどのような問題点を抱え、その調査をどういうふうに行い、どういうふうにしたら連携が図っていただけるのか、内容を具体的に示していただきたいと思います。

5回の委員会を経てきた中で、検討課題着地点についてどのような意見が交流できたのかというのは、前回の取り下げをされる前に、会議録の内容をいただきました。だけど、その会議録の内容を見てみますと、非常に議員の発言も余りないし、具体的な内容っていうのがないんですね。これは、だから会議録というのは、全発言を網羅されたものなのか、それともピックアップしてできているものなのか、会議録そのものがですね。どういった会議録のつくり方をされてきたのか、そこをお伺いしたいと思います。

委員会の中で、今も申しましたように、各委員さんからの質疑も少ないようなんですね。なぜ、活発な議論が展開できなかったのか。提案理由に大きな問題が生じているのではないかと考えられるんですね。いろんところで、私は、例えば「協働」という、町長がよくお使いになりますよね。協働という言葉。この意味がわからないということをおっしゃってる委員さんがいらっしゃるんですね。そのことに対して協働という言葉をもう「当たり前に使っている言葉で」ということではぐらかされてしまい、協働という言葉についてのしっかりした説明がなされていないんですね。だから、わからないところがわからない人よりも、わからないところを「どうなんですか」と教えてくださる人に、もうそこでシャッターを閉めてしまう。そういった会議のあり方っていうのが非常に私は奇異に感じたんですね。そうでしょう。そう思いません。わからないところがわからない人は質疑もできないわけですよ。質問もできないわけですよ。ところが、協働という言葉がわからないから、教えていただきたいという人に対して、協働という言葉はもう既に使われて長い言葉だから、もう極論を言えば、「こういう言葉を知らないとはいかがなものか」と含みのあるような発言があるんですね。そうじゃないと思うんです。協働という言葉がわからない

ということをせっかく勇気を振り絞って「わからないところがわからない」と言ってくださった方にしっかりと協働という言葉の説明をし、そしてその言葉をどうやったら、その商工業者なり住民なりに伝えていき、そして皆さんが協働で高鍋町をつくっていくという状況をこの中で作り出していくということが運営上できなかつたかどうか、その辺のところ非常に危惧されているところなんです、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

第四次総合計画の成果及び問題点の検証はどのように行われてきたかについてですが、第四次総合計画では、我が高鍋を誇りに思う、活力、触れ合い、生きがいのあるまちづくりを目標に掲げ、1、生活文化のまちづくり、2、健康文化のまちづくり、3、産業交流のまちづくりを大きな柱に、計画の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

今回、第五次総合計画を策定するに当たり、旧企画商工課及び現政策推進課においては、平成12年度から平成20年度までの決算の主要施策成果報告をもとに第四次総合計画の体系43項目ごとの実施事業の振り分けを行い、福祉、教育、産業など各分野の事業実施状況及び成果の分析を行いました。平成18年度には町長、助役、各課長を基本メンバーとした町政課題検討会議を開催し、各課が行う具体的な施策、事業ごとの現状の課題を整理し、その解決策の議論を行い、施策の方向性について意思統一とともに総合計画の推進を図ったところです。

また、同じく平成18年度から施策の実現のための具体的手段である個別の事務事業について、その有効性や効率性を評価し、改善を行っていくための事務事業評価を実施しています。このような取り組みの中からそれぞれの分野における現状と課題を整理し、今回の第5次総合計画を策定いたしました。

次に、総合計画は高鍋町が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画です。基本構想は本町の進むべき方向と将来像を明らかにし、まちづくりの基本方針、目標を示したものの、基本計画は基本構想を受けて目標を達成するために必要な基本施策、基本目標を体系に明らかにしたものです。

計画策定に当たっては、役場職員、アンケート、町民意識調査、審議会の開催、パブリックコメントの実施など意見の集約に努めてきたところです。また、近年、民間主体で開催されております高鍋デザイン会議やまちづくりフォーラムにおける意見や高鍋商工会議所地域再生プロジェクト委員会から提言などの意見も考慮し策定を行ったところです。

御指摘の件ですが、総合計画の存在意義を町民の皆様に周知していくこと、また、町民が意見を言える体制整備の必要性を感じているところです。少子高齢化の進行や南九州大学移転の問題など、本町を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような中、出生率を引き上げるとともに、人口減少を抑制していくため、子供がにぎわうまちづくりを目標とする高鍋町の将来像に掲げ、教育、子育て支援はもちろんのこと、安全安心の確保や雇

用の場の創出など、町全体の施策や各分野の計画に子供がにぎわうまちづくりの考え方を取り入れ、だれもが住みたいと思える元気で活力のあるまちづくりを展開してまいりたいと考えております。民主党政権による政策の動向を注視しながら今後具体的取り組みを進めてまいります。

商店街の問題につきましては、町においても商店街関係者においても意識しております。昨年10月2日に、高鍋町まちなか商業活性化協議会を設立し、平成23年度までの3年間、県単独補助によるまちなか再生事業に取り組んでまいります。具体的には、新しいにぎわいをキーワードに空き店舗の活用、視覚的な統一感を持った町並みづくり、地場産品、農産物等の販売や販売組織づくりなどに取り組んでいきます。町としてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域資源を生かしたまちづくりとは、高鍋町の歴史、文化財、自然、農林水産業、観光などの地域資源を生かした地域の人材や各産業の連携を図りながら、相互の補完効果と相乗効果を高め、元気のある町を目指すものです。農商工連携を進めていくためには、地域のリーダー的人材の育成と拠点となる施設の整備が必要だと考えております。

次に、平成20年度から21年度にかけて4回の審議会を開催いたしました。町財政、福祉、環境問題など委員の皆様には多岐にわたり御意見をいただき、今回の計画に反映できる部分については取り入れております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。詳細につきましては、今の議事録の中の「協働」については、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。確かに、議員がおっしゃるとおり、協働という言葉で片づけられるとわからないということで、公募委員の方から確かにそういう意見が出されております。この分については、ちょっと私このときいないんですけれども、会議の進行はすべて会長のほうにお任せして審議が進んでおりますので、どういう状況であったかというのはちょっとわからないんですが、これだけ見ると確かにおっしゃられたような雰囲気は受け取れます。ただ、このことについては、後からその公募委員の方が「もう少し詳しく」とかいう要望等が出されていけば事務局のほうも手当てできたのではないかという気はいたしますけど、確かに会議録からいくとそういうニュアンスには受けとれるかなという気はいたしております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。今、政策推進課長のお話を聞くと、そのときに自分がいなかったからというふうにおっしゃったんですけれども、私これを見て、事務局はだれも参加してなかったのかしらというふうに思うんですね。町長は盛んにいろんな施政方針を含めて、いろんなところに出向かれたときのあいさつの中にも、協働という言葉を使わ

れるんですね。この協働がね、ともにやる「共同」なのか、協力する「協働」なのかって  
いうのは、言葉じゃわからないわけですよ。イントネーションが違えばならともかく、イン  
トネーションは一緒だから協働って言葉はわからないんですね。この中で、私、事務  
局長は参加、だれか事務局は参加していたというふうに思うんですね。結局、その公募委  
員の方がおっしゃったときに、先ほども言いましたけれども、やはり勇気を持って協働と  
いう言葉のことを聞かれたと思うんですね。それを政策推進課長のように「もう一度聞か  
れてれば答えられたらろう」ということは、私はそういう答え方じゃいけないと思うん  
です。正直な話言ってそうでしょう。だから、ここの公募委員なり委員さんで参加されてい  
らっしゃる皆さん、これ私、委員名簿がありますけれども、じゃあその方たちはすべて高  
鍋町の予算、決算、やりたいこと、目標とかそういうこともすべて、例えば第四次の基本  
構想も含めて、そして第五次の行財政改革とかいろんなものを、じゃあすべてこの参加し  
ている総合計画の審議委員の皆さんが、公募委員の皆さんが6名いらっしゃいますよね。  
公募委員の皆さんはほとんど正直な話言うて、そういうことはおわかりにならないんじ  
ゃないかなと思うんです。例えば、施政方針についても、私、わからないとかわかってい  
うことは判断ができないんですよ、正直な話言うて。でも、わからないという質問が  
あった時点で、わからない人に「何でわからんと」って言います。普通言いませんよね。  
会長にお任せしてるからって、逃げたらいかんわ。いけないと思いますよ、私は。そう  
でしょう。このときにやっぱり会長がもう協働というのは社会的に使われている言葉だから  
というふうに簡単に答えられてるそのときに、普通だったら、この後で企画商工課長も発  
言してるわけですよ。企画商工課長なりはちゃんと当時いたはずなんです。いたとい  
うことがわかっているにもかかわらず、「僕たちは知らんから」というふうに言われたら、  
私は悲しい。涙が出ます。そうでしょう。私たちが本会議場で、私も一番最初に、議員に  
なった一番最初にこう言われましたよ。総括質疑をしました。そしたら、ある議員からこ  
ういうふうに言われました。「それは総括質疑じゃないが、後から課長に聞きなよ」。私、  
本当に今だったら本当に穴があったら入りたいぐらいの質疑をしたんだろうと思います。  
細かな質疑をしたんだろうと思います。今も細かな質疑をしていると思われるかもしれ  
ません。しかし、総括質疑とは何たるものや、一般質問とはどんなものやと、それを十分熟  
知することができたのは、やはり議員になって何年もたってからですよ。それも、恥をか  
きながらずっと今まで経験をしてきながら自分なりの総括質疑のあり方、一般質問のあり  
方を研究して会議規則もしっかりと見ながらやってきたわけですよ。先ほども議長が私に  
言われましたよ。議会運営委員長なんだから、もう少し的確に総括質疑をしてほしいと。  
そういうふうにおっしゃいました。確かに私も言われるとおりでらうと思います。反省し  
なければならない点は多々あると思います。しかし、私はこうやった総合計画の審議委員  
さんとして公募をされた方々は、どんなことを高鍋町はしていくんだらうと、自分たちの  
意見がどういうふうにしたら取り入れてもらえるんだらうというふうに期待に胸を膨らま  
せて公募をされてきた方がほとんどじゃないかなと思うんです。その中で、やはり執行部、

いわゆる行政で使う用語なり、町長が施政方針で使う用語なり、いろんな用語が出てきたときに、それは聞いたこともない、そういうものについては説明を求めるちゅうのは、これは当たり前のことであって、そのときに企画商工課長がちゃんと協働という言葉はこういう言葉ですと、具体的にいえばこういう言葉ですということでしたらと説明をされていけば、恐らくその方も参加してよかったなと思っていただけたと思うんでね。何か一蹴されてしまったら、次から何かの公募があってももう公募したくないと、あんなこと言われたらもういい恥さらしだというふうに思われるかもしれないじゃないですか。そういうことがやはり人の気持ちが変わらないと、やっぱり執行部も議員はもちろんですよ、議員はもちろんですけれども、執行部もやっぱりいけないと思うんですよ。私はこれは総括質疑に匹敵するかどうかというの私もちよっとよくわかりませんが、少なくとも、少なくとも、私たちは渡された書類を見て、いろんな資料を見て判断していくわけですよ。だから、撤回した理由も町長が提案理由の説明のところでは本当はもっともっと詳しく説明してほしいなと思うんです。提案理由の説明のときでも。そうでないと、やはりなぜなのかって、やっぱり議員から指摘を受けたりいろんなことをしながら訂正をしたり、やっていくのは本当に執行部として断腸の思いだろうと思います。しかし、気がついたときに間違いを改めるにはばからないんですよ。間違っていたら、「どうも済みません」と、「訂正しますからもう少しお時間をください」と言うのが私は執行部の立場であるべきだと思うんです。議員だって一緒です。人間ですから間違いがないとは言えません。

だから、私お聞きしたいのは、なぜ企画商工課長などが参加していたにもかかわらず、この協働という言葉にしっかりと説明できなかったのか、なぜ、できなかったのかということをやちゃんと、ちゃんとここで理由をはっきりしておかないと、これから先いろんな、こういういろんな総合計画の審議会とかいろんな審議会が出てくるでしょ。これからまちづくり何かでもいろんな計画があるわけですよ。まちづくりは、みんなまちなか活性化事業は、まちなか活性化事業に参加している人たちだけのものじゃないんです。高鍋町全域の問題なんです。そういうふうにはっきりととらえて、そして高鍋町の町なかを再生して活性化してくれば、高鍋町の町自体がしっかりと輝ける町になるということを私は言いたいんですよ。

だから、ぜひお願いをしたいことは、しっかりとこのことについては答弁をしていただきたい。そうでなければ次に進まない、会議が。私は以上ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。その先ほどの公募委員の発言の前に、担当者といひますか「協働については一言では難しい」といひようなことではいろいろ説明はしてひますので、その会議録を見ていただければわかると思ひますが、確かにそれでも理解が難しかったんだらうと思ひます。その後のフォローについてどうだったかといひのは、この会議録では読み取れませんが、フォローがなされたものだといひうふうには思ひて

おります。今後につきましては、議員がおっしゃるとおり、言葉について難しい部分については説明も十分するようにいたしますし、そのように努力してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。特別委員会が設置されておりますので、詳細等についてはその中で慎重に審議をしてみたいと思います。町長にお伺いしたいと思うんですけども、まず、計画構成と期間ちゅうことで、実施計画については別途決定すると、策定するというふうに書いてございますけれども、いつなのか。それで、私は財政計画、この実施計画の中に財政計画入っておると思うんですけども、やはりこういった計画は同時に行うべきものじゃないかと思うんですね。これは、22年度から24年度ですので、その中に財政計画は入っていかないと実行が伴わないというふうに思っておりますので、その作成時期についてお伺いしたいと思います。

それから、見直しの中で町民提案や町長が掲げたマニフェスト、これによって積極的にやっていくということですけども、これは今後の課題と申しますか、そういうものに計画と合わなかった場合には、というような意味なんでしょうかね。もう既に町長としての提案が掲げてあると思うんですよ。そういうものが十分この中に入っておれば結構だと思うんですけども。そういうことが、見直しを積極的に行うということがここで書いてございますので、それは今後どういうふうに反映されるか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

それから、最後に、広域行政の推進という中で、これ毎回町長施政方針の中でも言われておりますけれども、5町の合併ですか、東児湯5町合併ですね。このことをいつも言われておるんですけども、この総合計画の中にもこのことがうたってございますが、現在の取り組み状況を概要等でも結構でございますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。実施計画はどうするのかということでございますけど、高鍋町総合計画の第5次基本構想を議決いただいて、それから実施計画に入っていきたいと、作成していきたいと思っております。

計画の構成の中で整合性ということでございますけど、基本構想、それから基本計画、実施計画の中で整合性を保ちながらこれ進めてまいりたいと。そういう計画の中で今これをつくっておりますので、そういう方向でやっていきたいと思っております。

それから、合併につきまして、現状はということでございますけど、施政方針の中でも申しましたけど、なかなか温度差があります。それで、この広域行政の推進の中で、ごみ、消防、いろいろございますけど、そういった中でそれを5町で進めながらじわじわと言うとあれですが、そういった方向づけで合併も推進していくような方向に常にそういう言葉を僕は会議の中で発しながらやっておりますけど、なかなか合併についての話し合いってというのが大変難しゅうございまして、その辺は御理解を願いたいなと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。確かに、総合計画ということで、その中でそういったのを基本計画なり実施計画をつくっていくということですが、やはり財政計画が伴わないと何ぼ計画を上げてもいつ実現するかということになると、なかなか理解が得られないんじゃないかと思うんですよね。それで、私は財政計画と同時に計画が上がってくるのがいいんじゃないかというふうに考えましたので申し上げたわけなんですけれども、いずれにしてもこの総合計画が実現ができるような方向で考えていただきたいと要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。ちょっとトイレ行きたいんですけど、続けてやられるんで質問いたしたいと思いますけれども。（笑声）

もう第四次もその前も、人口の減少をずっと言われてるんですよね。今回も人口が減少してるその表が載っておりますけども、この人口の目標、この中でこう書いてあります。「このままの状況では人口の減少と少子高齢化がさらに進んでいくと予想される」と、「このためには子育て支援策を初めとする施策の総合的な推進により人口増加の変化を図ります」ということをうたっておりますけども、前とほとんど変わらないんですね、この人口の減少をどう対策するのかということは。私もこれを見て子育て支援策で本当に人口が増加するのかなというふうに私は思っておりますけれども。やはり、親がいないと人口はふえないんですね。親がどんどんどんどんいなくなれば、当然子育て支援をしたって人口は私はふえないと思うんです。そのためにはどうするのかということなんですよ、これは。人口をふやすためには。そういう具体的な策が全く出てないような気がして私はならないんですけれども。どうしたら町長、人口ふえると思います。私がいっつも言ってるんですけども。ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、議員から御指摘がございました、どうしたら人口がふえるのかということでございますけど、この中には言葉で出てきておりませんが、実施計画の中でそういった文言を入れて、そしてやはり今言われました「子育てでは」と申されますけど、子育てをする御婦人の方の仕事とかそういったことで高鍋に住んでいただくような方法をこの子育ての場合はしていくということを申しておりますので、そういったことで御理解を願いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町議員。

○5番（水町 茂君） 5番。そういうことでは人口はふえないですよ。既存の家族が子育てを支援をしても人口ふえると思います。ふえないですよ、それは。やはり、人口をふやすためにはどうするのかということを、そのことをやっぱり町長は真剣に考えていかな

いと、どんどん減少するばかりですよ。ここに書いてあるとおり高齢化がどんどん進んでる。お年寄りばかりになる。お年寄りは亡くなる人もおりますよね。それで減少していきます。若い者がいない。そうなるとどんどんどんどん減少していくんですよ、これは。

だから、いろんな、私は町内でいろんなイベントをされてますけれども、イベントでお客さんがよそから来るかっていったって、なかなかそれは難しい。先ほど町長がいろんな施策みないなことを言われてましたけれども、観光の目的、そういうものも言われましたけど、高鍋町にしたら観光で来られる人が何人おりますかということなんですよ。これでは活性化にはつながらない、これは。イベントをしたってつながらない。よそから来るのであれば別ですけども、今の状況ではなかなか難しい。したらそれをどうするのかということですよ。やはり、人口をふやすためには雇用の場がなかったら絶対私は人口ふえないと思ってるんですよ、私は。昔から。そしたら、そのためにはどうするのかということですよ。だからそれを真剣に考えていかないと、いろんなイベントを打ったところでなかなか難しい。それはイベントも必要でしょう。それは。だけれども、それだけでは人口はふえない。若い人たちが定住しない。みんな外に出ていく。それは何かといったら仕事がないからなんですよ、仕事が。仕事があれば定着するんですよ。定着すれば、税収は入ってくる。今度は商店街の活性化にもつながるんですよ、これは。

だから、そういうことをもうちょっと真剣に考えていかないと、私は高鍋町はどんどん埋没していくんじゃないかなというふうに私は心配しておるんです、これは。そういうことで、先ほども6番議員が言われましたけれども、そしたらどうするのかということを具体的に出していただかないとこれ審査できないわけですよ、これは。ただ漠然としたものがあるって書いてあるだけで。ここに書いてありますよ、18ページに4の2、活気があふれる、生き生きと働ける町と書いてありますけども、そしたら生き生きと働ける町というのは何なのかということなんですよ、これは。ここに書いてあるでしょう、「優良企業の誘致を推進する」と。優良企業誘致推進すると。そしたらどうしてどういうふうな形でやられるんですか。ここに書いてあるでしょう。「若者をはじめとする町民の就業機会が確保され、安心して働くことができる町を目指します」というふうに書いてあるんですよ。したらこれをどうするんですかということですよ、だから。そういうあれが出てこない限り、ただ文字を羅列しただけのことで終わってしまうということなんです。

そういうことで、もうちょっとこの人口の減少について真剣に考える必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり執行部のほうは、この施策について十分な協議をしてやっていただきたいというふうに思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。この基本構想の中ではそこまで出ておりませんが、実施計画になりましたときには、またそういった方向をちゃんと明確にしていくべきだと思っております。もう議員の言われるとおり、確かに企業誘致いろいろあります。大変企業誘



致も苦心しておりますけど、なかなか前に進まないのが現状でございまして、用地、これ一番ですが、そういったこともありまして、今政策課の中で担当を決めましてちゃんと今頑張っておりますけど、また実施計画の中でそういったうたい方はしていかなきゃならないと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。企業誘致というのは、非常にやっぱり厳しいんですね。これはどこも企業がほしいわけですから、高鍋町だけじゃないんですよ、これはね。うん。そしたら、そのためにはどうするのかということ。以前にも私は高鍋会をつくたらどうかと、東京、大阪、福岡と、高鍋出身者の人たちがいっぱい向こうに行っていっちゃるんですよ。そういう情報をいただいて、やはり企業に来てもらうためには情報が必要なんです、これは。うん。

そういうことで、高鍋会などつくって高鍋出身者の人たちを集めて、やはりそこで情報を聞きながらそういうものがあれば高鍋町に持ってきてもらうようなそういう方策をしない限り、高鍋におったって私たちわからないんですね、これは。やはり中央のそういうところで生活されている方じゃないと情報がなかなか伝わってこないということで、前の副町長ともいろいろとそういう形で議論しながら「つくろうか」という話もおったんですけれども、なかなかそれが具体化されていないというのが私は現状ではないかなあというふうに思ってるんですね。

そういうことで、早急にそういう施策を打っていただきたいなというふうにお願いして、質問を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。私は、水町議員とはちょっと反対で、前向きな構想になっておるなあと改めて、12月提出された段階においてこの構想を見て。それはなぜかと言うと、76ページの農業生産基盤の整備という中で、「尾鈴畑かん事業に対する施工同意取得のための抜本の見直しをしなければならない」というふうにうたってあるんですね。それで、それを抜本的に見直すということについて、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。抜本的なと申されました尾鈴かんがいの事業につきまして、なぜ一生懸命進めておるかということでございますが、染ヶ岡地区に、私も議員のときから、なぜ水がないんだらうということで、井戸を掘ったり、そしてモデル補助をつくってみたりというふうに尾鈴かんがいがあれば、いつでもたてるような方向で進んできたと思っております。

この水がないというのも、昔、川南原に水が来たときに、染ヶ岡に水がなかったということで、まあ拒否されたのかどうかはあれですが、なかったということで大変農業がおくられておりましたので、水が来れば、かんがい事業が成功すれば一大産地になるということを常に思っておりましたので、こういうことを思いながらその施策をしながらみんなの同

意をいただいて、そういうことを抜本的にやっぱり対策を進める必要があると思いましたので、こういうふうにしたところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。ちょっと今、町長のお答えはわかりませんが、施工同意に伴う抜本的見直しじゃから、これは何らかの手を打たれるということでしょう。先ほど、ほかの人の答弁の中で町長以下課長クラス交えた会議を開いて決めたということで。そうならば、私とすれば請願の推薦議員でもありますし、非常に喜ばしい状況にあるというふうを考えるわけですよ。私が考えておる範囲内での抜本的見直しというお答えがこの場に出てくるとっておるんですが。具体的に言いますと、負担区分の条例改正、それをいつごろ行われるのか。それには当然財源措置が伴うことになりまして、鬼ヶ久保工区におきましては、21年度に同意取得が始まるということだったけども、経済的理由において今年度、22年度という計画になっておりますけども、ここで総合計画の中で明確にうたっているのだから、今の答弁ではちょっと納得いかない。負担区分に関してどうするのかということは当然この抜本的見直しという中に入っておると思いますが、そこをもう一度町長お答えください。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。高鍋では、一ツ瀬川の改良もございましたし、今度の尾鈴のかんがい事業もありますので、その辺を事務的なことで課長に答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。この基本計画の中では、「近年、露地野菜の価格変動や原油価格の高騰など云々」と、最後のほうに「抜本的な対策が必要となっております」と、見直すということじゃなくて、必要となっておりますということを書いております。尾鈴土地改良事業について、参考として一ツ瀬土地改良事業はありますけれども、まだ尾鈴土地改良事業については今検討中でございます。いろいろなことを協議しながら、同意をいただけるよう努力をしてみたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今課長が答弁されましたけれども、抜本的対策が必要ということであるということで、私がちょっと思い込みが過ぎたという感じはしますけども、できれば、私が思っている状況で見直しをしていただけたほうが私の立場とすれば非常に喜ばしいことであって、そうなる、この総合計画の中にはあるけれども、まだ抜本的な対策をとるという状況ではないということですね。私が思っておる負担区分も条例改正も、まだ決まってないというふうにとってよろしいのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。そのとおりです。何もそこまで条例とかそういうのはやっております。

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。午後13時30分から再開をしたいと思います。

午後0時30分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは、再開をいたします。午前中に引き続き。

次に、議案の第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。指定管理者とするメリットはあるのかどうかということですね。今まで指定管理者とした案件について効果を精査されているのかどうか。また、指定管理者制度は行政のオンブズマンから見ると、偽装請負的な状況があるとの報告があります。持田の場合の高齢者福祉センターの場合、地域まちづくり協議会が今までどのような実績があり、期待をしておられるのかお伺いしたいと思います。また、今回の指定管理者について候補団体は幾つぐらい存在したのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議案第9号につきまして、詳細につきまして担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。指定管理者とした案件についての効果の精査ということでございますが、これまで指定管理者制度を導入しております施設につきましては、指定管理候補者選定委員会のほうで住民の利便性の向上とか管理経費の節減などの効果を精査しておりますので、その中でオッケーとなったものを提案させていただいているというようなところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。指定管理者とするメリットについてでございますけれども、持田地区高齢者福祉センターを指定管理者というふうに定めることにつきましては、昼間の町職員による管理と夜間の持田地区地域まちづくり協議会による委託管理が一元化されまして、事務の効率化や効果的な管理運営が期待できるとともに、みずからが運営することによって意欲的な管理運営についても期待できると考えておるところでございます。

それから、持田地域まちづくり協議会が今までどんな実績があるのかというお尋ねでございますけれども、平成19年度から持田地域6地区による構成で発足をいたしまして、鳴野浜景観づくり、鳴野妃墓地保存はじめ、毎月例会を開くなどして継続的な活動をしておられると。平成21年6月に高鍋町持田地区高齢者福祉センター開館以降につきましては、委託契約により、日曜日及び夜間管理をしていただいたという実績がございます。

今回の指定管理者につきまして候補団体は幾つ存在したのかということでございますが、指定管理者公募期間に現地説明会を行ってまいりました。持田地域まちづくり協議会を含む2団体が参加をされ、説明を行ったところでございましたが、両団体が話し合いをされまして、持田地域まちづくり協議会が最適との結論が出され、応募は持田地域まちづくり協議会1団体というところになった次第でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。今のお話を聞いたら、競争入札から言えば、事前協議を余りにも行って1団体が応募したということにもなりかねない、競争入札妨害ということにもなりかねないかなというふうに思うんですね。なぜ管理費用が年間300万円も必要なのかと、やはり指定管理者となる以上、ある一定度の費用削減効果が見受けられないと、やはり指定管理者とするメリットっていうのは非常に少ないと考えるんですね。だから、住民が最初に見るときは、その運営内容を見るのではなくて、まずお金から見ていくと思うんですね。

これが、例えば運営していく上で、すべての費用、例えばあそこで使っているトイレなり浄化槽の管理運営もその運営に任せるのか。それとも防火管理何かもすべて任せていくのか。どういったところまで任せて、後が指定管理者とするところなのかというところがあると思うんです。

オンブズマンで出てきたのは、なぜ偽装請負という形が言葉として出てきたのかという一番大きな理由は、さまざまな事務経費はすべて公的機関が持ちながら、ただそこに対する運営費用の人件費に相当する分についてのみ指定管理者とするというのは、非常に偽装請負的な状況があるということでオンブズマンでは話が出てきてるんですね。そういうことを考えたときに、私は今回の持田地区の高齢者福祉センターっていうのは先ほどもありましたように、2つの団体が一応名乗り出るという状況、2つの団体が話し合っっていうことで、私から見れば十分和解をしてよかったかなと一般住民の方は思われるかもしれませんが、まだ逆に言えば、余り事前に話し合っって、公募を1つが取り下げるなんちゅうことは、これはもう競争入札をする場合においては非常に不明朗な部分でございますので、競争入札ではございませんけれども、でも、指定管理者とする場合、高値どまりになっては非常に困るというところがあると思うんですね。だから、2つの団体があるっちゅうことは、その辺の金銭的な部分も非常に話し合われたのではないかなというふうに思いますので、なぜ、300万円も必要なのかというところをる説明をしていただければというふうに思っております。

これはまだ指定管理者については、恐らく常任委員会は私たちになるのか総務になるのかちょっとわかりませんが、そこのところについてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。まず、管理費用300万円の根拠について申し上げたいと思いますが、主なもの、専門的な技術、知識を要する管理部門、消防設備でありますとか自動ドア、警備、それから浄化槽、これにつきましては1年間の実績がございますので、見積もりを出していただいてそれに基づく委託料と、管理料という形で予算を組んでおります。それから、電気、ガス、水道、それから消耗品、需用費関係ですけども、これも年間の実績に基づいて算出をいたしております。それから、人件費部門でございますけれども、昼間の管理に1名、それから夜間1名ずつを配置をするようにいたしておりますが、賃金が合計で188万2,000円ということで合計300万円ということで指定管理料を考えておるところでございます。2団体が説明会においでになられて現地で説明をし、それから指定管理料も募集要項にも300万円以内という形で明記をしております、そういう管理部門の説明をする中で、自然発生的に2団体の方が話し合いをされたというのが当時の経緯でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。これは、議案第9号については文教福祉に付託されると思いますので、そのときに十分な説明、そして資料なりしっかりと提出をしていただいて審査をするつもりでいますけれども、とにかく300万円以内ということであっても、例えば社会教育課担当の黒谷にあります黒水家住宅についても大変低い金額なんですね。地域の皆さんが本当に非常に小まめに清掃活動なりいろんなことをやっていただいて、そして専門的にもちゃんと歴史的な背景を含めて学習会も何度も開いていただいたりとかいう状況もある中で、余りにも指定管理者の中で人件費についての開きが出てくると、非常にこの指定管理者そのものについての不平不満が出てくる可能性がある。特に、地域がお引き受けしていただく部分については、かなりその辺のところを精査していかないと無理があるのかなというふうに思うんですね。

だから、そこのところを十分配慮していただいたのかどうかということも含めて、できればこの金額をセッティングしていただいたところで、再度答弁を求めたいと思います。詳細については、後、文教福祉常任委員会のほうでもう少し聞きますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。積算の根拠について今健康福祉課長が申し上げたとおりで、予算的には以前のといいますか、指定管理者制度にする前の総経費よりも下がっているということはあります。それと、黒水家については、ちょっとそういう委託料等については（発言する者あり）えっ、いいですか。はい。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号団体営村づくり交付金事業計画の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 基本計画と費用の概算のところの効果項目とが、私は一致してないんじゃないかなというふうに思うんですね。どのような判断基準を持たれてこのような提案をされたのかどうかということですね。それと、基本計画のとおりでしたら、確かに耕作地所有者については負担を求めるべきではないと考えます。しかし、一ツ瀬パイロット事業隣接地にありながら3条資格者の負担がゼロというのはいかがなものかなと考えるんです。どのような判断基準を持って対処されてきたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

基本計画と費用の概算のところの効果項目との整合性についてであります。本事業は、基本計画のとおり効率的な農業生産を求めつつ、あわせて農村景観や環境保全をねらいとしたものであります。効果項目としましては、主目的である農業生産基盤の整備に対するものを主としてあらわしております。なお、農村景観や環境保全につきましては、数字的にあらわすことは困難であることもあり、効果項目としては計上しておりません。

次に、耕作地所有者負担につきましては、一ツ瀬パイロット事業の場合、公共施設等整備負担金として町が負担しておりますので、基本的な考え方は一ツ瀬パイロット事業実施区域と同じであります。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。いみじくも、町長が答弁があったとおり、基本計画の中では住民や来訪者に環境学習や安らぎの場を提供するため、棚田の復元や遊歩道、水路の整備を行い、農村の交流拠点として推進するということが、主に。全部読み上げますとちょっと時間かかりますので。ところが、効果項目を見ていただくとどこにも書いてないんですよ。食料の安定供給の確保に関する効果とか、変更後ですよ。農業の持続的発展に関する効果と、数字的に上がってるのはこれだけなんですね。私、ここの中に当然ここに出てくる項目として、環境学習や安らぎの場を提供するため、だから例えば環境学習及び住民と農業者の精神安定を供給するためでもいいし、何でもいいし、とにかく保管するためでもいいし、そういうためにこれだけ寄与してるんだよというふうにされれば、食料の安定供給の確保に関する効果というのは正直な話、四季彩のむらで見られるかどうかちゅうのが、私いまちょっと疑問なんです。だから、そのところが、目的と効果っていうのが整合性がないと、ないんじゃないかなというふうに思ってしまったんですね。だから質疑を行うんですけれども。それについて一応どういう、あのね、第5章の分ではあるわけですよ。当然入ってるわけですね。住民参加型促進環境整備というのとか、それらの全部ぼちのついてる6項目について、非常にこれについては事業を主体としていく内

容が書いてあるわけなんですけれども、私が先ほど言ったのは、そのこの項目のところにも町長も書いてないといみじくもおっしゃったんですけれども、そのこのところがもう少し書き直していただくか何かしないと、目的と効果が全然違うというのでは、なかなか「いいよ」というふうにはならないんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。担当課長より詳細について御説明をいたします。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。お手元にありますその第8章効用という欄の変更前と変更後ということで、その効用効果について表現をしております。その変更前の作物生産効果から災害防止効果に至るまでの項目について、変更後の食料安定供給の確保に関する効果、農業の持続的発展に関する効果の中に含まれて、変更をこの議会においてお願いをするものでございます。ただ、御指摘の農村景観の復元等々につきましての効果について、当初よりその計算、この効用効果の欄に数値が出ておりませんので、それを含まれた答えを、含んでない答えを出しております。当然ながら、最新の土地改良の効果算定マニュアルという中には、この2つの項目以外に農村の振興に関する効果、あるいは多面的機能の発揮に関する効果も出すことになっております。水源涵養効果だとか、景観環境保全の効果というようなものも出すようにはなっておりますが、たまたまこの計画を出した時点においては、このような形で計画を認められておりますので、それに対応したお答えを出したところでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第11号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 提案理由の説明で、寄附採納によるものということだったんですけれども、町道路線と認定された後に地域住民への効果はどのようにしてあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

町道認定に伴う地域住民への効果についてであります。町道を認定することにより、地域住民の皆様は脇地区のバイパス道路として御利用いただけ、交通の利便性の向上を図ることができるものと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。第2条の1、2、3、4についての判断基準は、どこで何で行われるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） お答えいたします。

第2条につきましては、地方公務員法27条の規定、分限規定っていうのがありますが、これにより降給の事由について定めたものであります。現在までは、27条が分限、それから28条で懲戒の部分が定めてあるわけなんです、27条に、地方公務員法の27条なんです、「条例で定める事由による場合でなければその意に反して降給されることはできない」と今なっております。

その関係がありまして、今回、本年4月、22年度から人事評価制度を導入いたしますが、その中で、人事評価の結果によって降給の必要性が出てきた場合、これはいろいろ条件ありますが、その場合に、この地方公務員法27条の部分でありますこの第2条、これを加味して勤務成績がよくない場合は、ということで降給の事由とするものでございます。

それから、2番「心身の故障のため」、それから「前2号に規定する場合のほかその職に必要な適格性を欠く場合」。2条は今までどおり、今までどおりといいますか、懲戒のほうであります心身の故障のためとか、事務の遂行に支障がある、この場合です。それから前2号に規定する場合のほかその職に必要な適格性を欠く場合、これも人事評価制度の中にも入りますが、その職に必要な適格性を欠く場合というものの評価の中で出てくることもありますので、その場合はこれ適用いたしまして、降給ですね。それから、職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により廃職または過員が生じた場合、これも主には、現在懲戒のほうであります、その部分を適用いたしまして、これを今回地方公務員法27条の規定の降給の事由として、条例でこの4項目を今までなかった分を定めるという内容でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。私が聞いたかったのはちょっとそういうことと違うんですけど、もう1回言いますよ。第2条1、2、3、4についての判断基準は、どこで行うのか。だから、例えば「勤務実績がよくない場合」と、それは書いてあるからわかるんですよ。それ説明してもらわんでいいんです。勤務実績がよくない場合と判断するには何でするんですかと。勤務表で査定したりするんですか。だから、勤務表には、じゃあ、例えば勤務時間内で町長が見て当然まだ全職員を見るわけじゃないから、見れるわけじゃないから、正直な話言うて。当然上司である課長なり係長なりだれかが判断するだろうと思うんですよ。勤務実績しか。この人はもう1日中例えば、7時間半の勤務時間のうちに2時間半ぐらいはたばこ吸いに出ちよってどこに行っちゃったかわからんっていった場合に、もし万が一あった場合とするでしょ。課長が、だからそれをどこに書くのか。勤務



表に書くのか。勤務査定表があるのか。そこが知りたいわけですよ。勤務実績がよくない場合の判定をするのに、どういったものを使うのかということが知りたいんですよ。心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれにたえない場合というのは、例えば診断書を持ってきたからそれで判断するのか。常平常の行動を見て、じゃあ何で判断するのか。そこがちゃんと答えられないと、何でこれをよくない場合と人事評価につなげていくっちゃうのかなって、ちょっとそのための例えば勤務表の中に、今度は新たに勤務表プラス時間的に見て、どうも仕事が入りまくできんごつがあると、ここの担当では入りまくいかんごつあるとって、例えばほかのところだったら入りまくいようにあるかもしれんわけですね。仕事の内容にとってはすごいストレスのかかるところと、ある程度ストレスが緩和されてるところとあると思うんですよ。周りの状況もあると思うんですね。

だから、そういうことをどういった人事評価制で評価するのはただ給与の面だけで評価するのではなくて人事評価をもって、例えばその人が職場をこういう職場にしてやったらこの人は多分いいじゃないかとか、こういうのが多分総合的に判断した形での人事評価制度になると思うんですよ。もうわかりませんよ、私は。そういうどういう人事評価とっていらっしゃるのか。私はそう思ってるわけですよ。私の思い込みがずっと強いのかもしれないんですが、それをどこで判断するのか。ただ課長の頭の中にあるのか、それはわからんわけでしょう。だから、それは私たちが目に見えたもので人事評価をされるものなのか、されないものなのかということをしかりとここで聞いて、もしその答弁が悪ければ、例えば私何かは提案をしたいと思うのは、勤務実績がよくない場合にする場合、ただ課長の頭の中にあるんですよと言われた場合には、それはおかしいと。例えば遅刻を毎日する人に遅刻を毎日する人にですよ、5分ずつ遅刻をする人がいるとしますよね。1日で5分だからその勤務表には載らないけれども、毎日になると相当の遅刻時間になると思うんですよ。だからそれをどこで判断するのかと。ここはタイムカードがあるわけじゃないでしょ。タイムカードがあるわけじゃないでしょ。だからタイムカードをじゃあ設置したほうがいいのかとか、いろんなのが判断基準としてあるじゃないですか。

だから、そういう場合に、じゃあどこで何で行うのかということ私を聞いてるのはそこなんです。どういう書類をもって判断しようとしているのか。ただ、感覚的に、ああ、あの人が気に入らんから課長が「ええ、こりゃあもうBじゃ」とか、Aがもし一番いいとしたらですよ。「Bじゃ」とかって言って、もしボーナスやらで査定が低かったらどうするんですか。違うでしょ。人間関係で左右されるものじゃないでしょ、これは。勤務実績がよくない場合ってというのは、ただ単純にそういう勤務評価に値するような何か書類がないと、この勤務評価ってというのはできないと思うんですね。だから、どういったものでやっていきたいと思ってるのか、そこを答弁していただかないと私はわかりませんので、よろしく願いいたします。詳しく言ったからわかります。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。先ほど、答弁したことで間違いないと思ってるんですけど、再度答弁いたします。今年の4月から人事評価制度を導入します。人事評価制度は点数方式ですので、その点数が基準になりますので、さっき言いましたように、各課長がこの人がいいとか悪いとかいうことじゃなくて、総合的な結果が出ます。それに基づいていろんな勤務評定をしていくということですから、それに基づいて今回この分限に関する手続の条例を改正するという理由です。よろしいですか。

○13番（中村 末子君） 私、ほかの人がわかるとのに私だけわからんの。私はわからんよ。何を目的にするのか、ちゃんと答弁して。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） お答えいたします。

いわゆる人事評価制度を、人事評価制度っていうのはもちろん本人から係長、補佐、課長、ずっとそれぞれ評価していきます。その最終的な結果が点数として出ます。それが人事評価制度です。その点数の低い高いによっていろいろ評価をするんですが、それはその評価の仕方はそういう評価の仕方になります。今回定めたのがこの分限に関する手続の中にこの2条の1から4という項目を改正してつくらないと、その効果っていうか降給、降給という項目、級が下がったり号が下がったりするいわゆる何等級何号法っていう、そのことなんです、それができない、今のまんまではできない、できませんので、今回この1から4を新しく改正して適用させるということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） わからないところがわからないと言いたい。というのは、わかるんですよ。この人事評価制度では、この人事評価制度をしっかりと履行していくためにはこの4つが必要だというのは。だからこういう条例をつくらんといかんっていうのもわかっとるんです。ただし、勤務実績がよくない場合という判断する場合の何か書類があるのかちゅうことですよ。勤務表なり。いや、だから例えば係長が下の者を判断するでしょ。（発言する者あり）いや、だから一覧表をつくってるのかちゅうことですよ。だからそれは住民がいつでも開示される立場にあるのかどうかっていうことですよ。やっぱりそういうものも含めてちゃんとしないと、この人事評価制度には本人を含めて不服だと言った場合には、これは情報開示の対象になると思うんですよ。本人が例えばね、こんな評価じゃおかしいって、おれこんなに下がるはずないというふうに思ったときに書類上でちゃんと評価しておかないとおかしいでしょ。それを言ってるんですよ。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） お答えいたします。

人事評価制度は基準になる人事評価表がございます。それが算定のもとになるものでございまして、それによって点数がつかますので、その点数が基準、さっきから言われてるものです。これはもう全部様式全職員いっしょなんです。あと、不服等については、それぞれの救済機関があります。最終的には公平委員会になろうかと思いますが、不服審査申

し立て機関も設置いたしますので、不服がある場合はそれぞれ不服の申し立てを順番的にやっていけるという仕組みになっております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。20条関係につきまして伺いをしたいと思います。今回の条例改正は文言の追加ということで、「勤務状況によって判断する」というのが追加されたんですね。それで、この勤務成績と勤務状況というのはどう違うのか。そしてこれ4月1日から施行ということになっておりますが、今まではどういう基準でこの勤勉手当の支給をされたのか。そこをまず伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。詳しいことを担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○3番（池田 堯君） ちょっと待ってください。これは、任命権者が決をとられて支給するもんじゃから、今回評価制度を取り入れたっちゃから、結局処罰にかかわる問題やから、町長に答えていただきたいですね。（「議長、ちょっと時間がかかるから、しばらく休憩したら」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。10分から再開をいたします。

午後2時05分休憩

午後2時13分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは、再開をいたします。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。20の1項の基準日以前6カ月以内というのが今までは12月1日でありましたので、「11月から6月」で決めておりました。その基準日の前に、次ことしから、22年から「4月から9月」ということで評価をしております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） お答えいたします。

20条第1項中の基準日以前6カ月のそのものの勤務成績と、今回は勤務成績及び基準日以前6カ月のその者の勤務状況ということの違いということですが、現在も勤務成績の中に勤務状況等は入っております。今回、新しく、新しくというかその「勤務成績」を「勤務成績と勤務状況」ということに文言を変えたと、変えたといいますか、文言をそういうふうに表示したということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。従来は、勤務成績の中に、まあいわば出勤率ですね、勤務状況というものが入れてやっておったんでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）で、要するに条例上不備じゃから追加したってことでしょう。（笑声）はあ、でしょう。（発言する者あり）まあ、いっとよそっで。それで、まあ、先ほど13号、12号議案で、人事評価制度を導入することにおいて、まあ点数制を、にするんじやということをやったんですね。まあ、今回この20条においても、当然勤務成績と、に基づいてということやから、まあ、勤務評定において、勤務成績率というのが問題になってくると思うんですよね。それで、任命権者である町長が規則で定める中には、本町においちゃあ100分の70という数字がありますよね。当然、この条例が可決されれば、当然規則の改正というものも必然的なことで起こってくると思いますが、その中で今現在本町においては、定率ですよ、100分の70と。それは、まあ私が常々言っております地方自治法上、成績率というものは100分の40から100分の90の範囲、個々の職員の勤務成績において決めなければならないということになっておるんですね。今回、人事評価制度を取り入れられたんだから、当然規則の段階において、私は、私の考えですけども、まあ私どもが学校に行きよるころ、5段階の通知表をもらっておりました。そこで、私はこの規則に関して、現在ある100分の70を3と仮定して、100分の40から100分の80までの成績率を定めるのがいいんじゃないかと思うんですが、まあそうすることにおいて、人事評価制度導入に伴った、することにおいて、職員の意識の改革、資質の向上、そして最後には住民サービスの向上ということにつながるから、導入するということですよ。それであれば、まあ限定的にこの人事評価制度を取り入れて、まあ勤勉手当が減額されるということでは、まあ職員の質、努力というものも、私は伴って来ないと思うんですが、そこも踏まえて、任命権者である町長に、成績率の段階を、今私が唱えた100分40から90の範囲にされるのか、されないのか、どういうお考えを持っておられるのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、人事評価の中で5段階で評価していくと決めておりますので、その方向で進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。まあ、5段階と、3段階で言やったかな、5段階、私が考えておる方向でいくと。で、まあ明言になかったんですけど、その規則のまあ改正ですね、当然されるんでしょう。私がさっき申し上げた100分の40か90という範囲において、現状の定率である成績率が、100分の70は当然改正されるということですよ。確認しておきます。町長。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 規則で改正をしていきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。先ほどの基準日において、6回の勤務成績と、今回の勤務成績及び勤務状況というのが一緒じゃないかというお尋ねでしたが、後段については、今度人事評価制度導入することによってこういう形になるということですので、まあ言葉の取り方で違う面もありますので、一応発言させていただきました。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。まあ、日本人はえてして働き過ぎと言われますけれども、まあ時間内に仕事が終了しない場合、民間では時間内に終わらないような仕事は与えていないなどと言われる経営者が存在すると聞いております。しかし、公的な行政にあつては、住民の生活に合わせて職員の行動が決定する場合があります。時間外をすることがいいとは申しませんが、職員組合では、町長に対して、今回の条例改正に対する交渉など計画されたと思いますけれども、町長はどのように答弁をされたのでしょうか。

まあ、先ほどの3番議員の質疑にもありましたように、まあ、この条例改正は、一部改正については、勤勉手当についての改正というのも入っておりますので、このことにも合わせて、合わせて、いわゆる職員組合のほうからは、しっかりと町長のほうと議論を交わされたと思いますけれども、まあ町長はどのように職員組合とお話をされ、職員組合はどのように納得して帰られたのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。職員組合には、労働基準法に準じた改正ということで、この条例の改正については了解を得ているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。12番、徳久信義議員。

○12番（徳久 信義君） 12番。この適格性を欠く場合という表現がありますけれども、最近若い人なんか、その仕事について、その病気になる、うつ病になるとかいう例をたくさん聞くんですが、この、そういった場合、その適格性を欠くというこのとらえ方ですね、そこはどういうふうな基準で判断されるのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 今、13号。質問者は12号と13号と勘違いしてるんじゃないかということですが。

○12番（徳久 信義君） 勘違いです。（笑声）

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 職場によっては、まあ休日出勤が行われるところも多々あると思いますけれども、まあ休日出勤に関して、命令はどのような流れで行われているんでし

ようか。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。お答えいたします。

休日出勤の命令でございますが、業務上、まあ最小限に必要と認める範囲で、担当課長が命令を出しておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。なぜ保育所と限定する必要があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まあ、今回の改正は、児童福祉法の改正により、保育の実施の定義が「保育所における保育を行うこと。または家庭的保育事業による保育を行うこと」に改められたため、そのままでは家庭的保育事業による保育を行うことを含むと、含むことになるため、保育所における保育を行うことを明確と、明確にするためでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。2点伺いたいと思います。先ほど13号議案で質疑しました勤勉手当について、まず伺いたいと思います。

まあ、22年度当初予算ですので、当然勤勉手当が計上されておりますが、まあ、4月1日から査定ということですので、当然まあ予算、当初の予算から増減が、決算時にはあると思うんですね。でまあ、町長に伺いたいのは、基本的に、この人事評価制度を取り入れて経費の削減をするのか、私が先ほど13号議案で言ったように、100分の90まですれば増額になる可能性もあるわけですね。そこ辺はどう考えておられるのか。

それともう1点は、尾鈴土地改良区事業、事業費の中の染ヶ岡地区事業設計計画書委託というのがあるんですが、これは当然事業計画の概要書作成委託も入っているのかどうか。そこを伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。予算がということでございますが、まあ人事評価をして、

するに当たっては、前の0.7ですか、というのを全職員に掛けて出しておりますので、まあ削減とか何かではなくて、やはり私としてはやっぱり職員の意識改革というのが一番だと思っております。

それから、染ヶ岡の件につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。尾鈴土地改良事業費に含まれる染ヶ岡地区事業計画書作成委託費につきましては、昨年21年度からこの委託をしております。御指摘のとおり、概要公告の、を構成する一部の資料がここからできてくるということになっております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。勤勉手当に関しては、まあ町長答えられましたけども、私はこの評価制度自体の本質から言えば、削減だけが目的ではないというふうに思っておりますので、まあそのところは配慮していただく必要があると思います。

それで、今、尾鈴土地改良区の事業計画作成書に関しては、入っていると、一部ですな、いう答弁じゃったですね。すると、去年の段階で、まあ私が一般質問等やら、総括質疑、委員長質疑に対して、この事業は県単事業だから、尾鈴土地改良事業費には含まれないという答弁があつとるんですが、私が知り得る範囲においては、川南町においては、北2区の段階においては、まあこの県単事業に伴って事業計画の概要書はつくられておるんですね、今課長言われたようにですね。ということになると、これ確認ですけど、土地改良事業費の中に含まれておるんですね、これは。去年の委員会での質疑等にもありましたけど、含まれてないということであつたけどもね。そこは辺はどげんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。去年の答弁と同様でございます。で、まあ鬼ヶ久保地区もこの県の補助によってつくりましたけれども、その県の補助の仕組みの中の土地改良費という部分ではないということで、あのような形の答弁をしたところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。それであれば、この事業計画の概要は、明確に土地改良法にのつとるんですね。公告縦覧をしなければならなくなつとるんだから、明らかに土地改良事業費ということになろうと思うんですね。そこで、まあ鬼ヶ久保工区は1年延期されましたけども、当然、もう22年度になりまして、概要公告をする時期ですよ、同意取得を初めてですね。大体予定とすれば、概要公告の期日あたりは、鬼ヶ久保工区の、いつごろになるのか。それと、この染ヶ岡工区の概要公告はいつごろになるのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。概要公告を構成する1つの、は、具体的

な配管計画等もあります、工事計画もありますが。ほかに2点ほど必要なものがございます。1つは負担割合、それからもう1点は、管理する団体がどこであるかということを含めて概要公告という形になります。現時点におきましては負担割合、それから具体的な管理する団体を決めておりませんので、概要公告の時期については、いまだお答えするものを持っておりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。町長はその施政方針で、5つの基本なお考えを示されました。平成22年度の予算中には、その施政方針をしっかりと入れ込んでの提案と考えますけれども、地方自治体の予算が厳しい中で、議員もまた住民代表として、予算要求には意見を申し述べてきました。施政方針、議員からの要求事項について、予算中にどのような反映をしているのか、具体的な答弁を求めたいと思います。

前は、商店街の活性化を何とかしなければとの思いから、議会と共同してシンポジウムを開き、議員、職員の皆さんの御協力で、みなぎる力を感しました。今回も予算的には2分の1、県単独事業、合計1,600万円、もちろん町がその半分助成しておりますけれども、予算が組まれておりますけれども、どのような計画で構築され、着地点がどのようなものになっているのかお伺いしたいと思います。

宝くじ助成を使って屋内練習場をつくるということの提案がありましたけれども、どのような団体の利用を考えて効果を考えていらっしゃるのかお伺いします。

電動生ごみ処理機についても補助の予定ありますけれども、これは私も臼杵町長、吉本町長時代には随分と提案をし、認められなかった経緯がございます。どのように、この生ごみ処理機についてお考えになっていらっしゃるのか、その効果についてもどのような構想を持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

可動式ポンプの購入が計画されておりますが、消防ポンプだけの活用と聞いております。しかし、内水面对策として使えないということであれば、内水面对策を考えておられる町長の方針とは、少し違うような気もいたします。内水面对策としては、使えるのか、使えないのか、ポンプがですね、せっかく買った物が蔵にしまったままでは非常にもったいないというふうに思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

スポーツ振興について、キャンプ誘致なども頑張っておられると存じますが、地元へのおもてなし要請、どのように行っていきたくておられるのかお伺いしたいと思います。

第5次行財政改革の中で、行政事務連絡員廃止問題はどのような話し合いが行われ、どのような決着を見たのか。本年度の予算にも上がっておりますので、このような決着だったと判断するのが妥当かと思いますが、第5次行財政改革の中で、あれほど真剣に協議をされ、決定をされて来たものが、行政事務連絡員制度の廃止ができなかった理由、これがなぜなのかということは、町民から本当に不満の出ているところでございます。ぜひそのことについては、詳細に答弁をよろしくお伺いしたいと思います。



指定管理者となった機関については、先ほども質疑を行いましたけれども、費用対効果からみるとどうなのかお伺いしたいと思います。

高鍋町は、基準財政需要額については高止りをしているために、地方交付税を初め、交付金算定に関して、住民からどうして他の地方自治体よりも少ない費用なのかということの不満が出ています。町長の、町民が主役の立場でこのような状況を住民に口頭で説明する、いわゆる町政座談会などが開かれたいとおかしいと思いますが、これについて町長はどうお考えでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、城下町高鍋まちなか活性化事業についてであります。この事業は、立花商店街振興会、高鍋本町一番街商店街、中町名店会、中央とおり会の4商店街で構成され、された高鍋町まちなか商業活性化協議会に対する補助事業であります。

今年度は、商店街に統一感を持たせるのれんプロジェクト、城下町のシンボル舞鶴公園から灯りをつなぐ灯籠あかりプロジェクト、御客様の憩いの場を提供する町屋プロジェクトの3つの事業により、商店街活性化に取り組むこととなっております。また、平成24年度には、株式会社あるいはNPO法人化など、自立運営により引き続き商店街の活性化を図るため、事業を継続していただくよう準備を進めていただいております。

次に、屋内練習場の利用と効果についてであります。現在スポーツキャンプ誘致を進めておりますが、雨天練習場の確保は長年の課題でありました。2月から3月にかけてのキャンプ期間中には、誘致した団体の雨天時の練習施設として利用してまいります。それ以外の期間につきましては、町民の皆様の競技力の向上と健康増進を図る拠点施設として利用いたします。町内のスポーツ団体などであれば、どなたでも利用できる施設とする予定であります。

その効果につきましては、キャンプ誘致数の増加及び町民の競技力の向上並びに健康増進が期待できるものと考えております。

次に、ごみ処理機購入補助金についてであります。ごみ処理の経費につきましては、西都児湯環境整備事務組合負担金として、ごみの重さで算定されているところであります。電動生ごみ処理機で乾燥させた場合、その重さは、重さを少なくとも16%に縮減できるという効果があり、約6年から8年で補助額以上の負担金の削減効果が期待できるものと考えております。

次に、キャンプ誘致等に対する地元へのおもてなし要請についてであります。これまで「お知らせかなべ」でキャンプ日程等、キャンプ期間中の町民の皆様のあたたかい御声援をいただきますよう広報を行っております。なお、地元へのおもてなし要請などは、今のところ行っておりません。

次に、行政事務連絡員廃止問題はどのような話し合いが行われ、どのように決着を見たのかについてであります。昨年度制度の廃止に向けた考え方を、行政事務連絡員の皆様

方などに説明し、御意見を伺ってまいりました。その中で、行政事務連絡員制度が、町民と行政のパイプ役として地域で有効に機能している背景の1つに、非常勤特別職の公務員としての身分があるということが大きく、この制度を廃止し、業務を自治公民館へ委託した場合、確実に遂行できるか疑問である等の御意見をいただいたところであります。これらの意見から判断いたしまして、第5次行財政改革実施期間は報酬を1割程度削減した上で、現行制度を維持する方針を行政事務連絡員会で説明し、本年度からの報酬を1割削減したところであります。

次に、指定管理者となった施設の費用対効果についてであります。施設の管理運営を指定管理者に任せることにより、直営で管理する場合と比較して経費の節減が図られる上、利用者の利便性の向上が図られるなど、効果があると考えております。

次に、地方交付税及びその状況を説明するための座談会の開催についてでございますが、地方交付税は、高鍋町にとって町税と合わせ大変重要な財源であります。交付税の算定方法につきましては、算定法につきましては、地方交付税法により定められておりますが、配分方法等については、従来から論議されております。先般の国の行政刷新会議による事業仕分けでは、地方交付税の算定を客観的なものとするべきであり、政策誘導を行うべきではないとの意見がなされ、制度等の抜本的な見直しを行うとされました。これにより、一定の見直しがあるものと思われませんが、このことで、このことでの座談会の開催は予定しておりません。今後も、国の動向については注視しながら、広報紙等を活用したお知らせをしてまいりたいと考えております。

そのほか、担当課長、のことにつきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。可動式のポンプの件でございますが、これを内水面对策に利用できないかという御意見でございますが、これは、小型ポンプの消防団、8部と10部の機器の老朽化に伴う買いかえでございます。これを内水面对策で使いますと、故障の原因になると思いますので、火災等の早急な消火活動ができないという事態も起こりますので、内水面对策につきましては、従前からやっておりますように国土交通省のほうに要望して改正していきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。当初の施政方針と議員からの要求事項について、予算中にはどのような反映をしているかということ、もう1度、再度答弁をいただきたいと思っております。

それから、交付税の算定についてのみ町政座談会と、私は申し上げたんでしょうかね。私は、まあ町政座談会を開いてくださいと、具体的にはお願いをしたつもりなんですけれども、町政座談会を開かない、開けない理由は何なのかというふうに思ってるわけなんです。できればそこをしっかりと答弁をいただきたいと思っております。

それから、まちなか活性化事業ですね、これは確かに4つの商店街に対して、まちなか

活性化事業として位置づけて行っているということは十分承知をしております。しかし、あくまでも、まちなか活性化事業というのは、県が単独事業かもしれませんが、高鍋町も当然2分の1の補助はしているわけですね。だから、まちなかの4つの商店街だけが使うわけではなく、まちなかを活性化することによって、高鍋町全体の経営活動がしっかりとどうにかなると、まあ先ほど、のれん、灯り、そして町屋事業とか、いろんな答弁がありましたけれども、具体的にこの前のシンポジウムでも、そののれんと灯りについてはお伺いをして、大体このような方針なのかなというふうに思ったんですけども、非常に、シンポジウムの中でも明らかになったように、農業者からそういう事業をやっているということをもまず知らないとか、町民がそういう事業の内容を知らない、本当に住民に知られることのない予算として、これが使われていくちゅうことになる、そしてそういう灯りを買ったり、のれんを買ったりとかすることだけに、のみ集中してやっていかれたら、それでよかったと。これで活性化になったと。住民が呼び込めるというふうにならなかった場合、一体どうやって、じゃあ、まちなか活性化事業お金を出したけれども、どういったところにお金が使われてきたのか、私がお聞きした、どのような計画で構築され、着地点についてお伺いしますと。

だから、確かに、具体的にどれだけの住民が高鍋町に呼び込んでいくことができるのか。例えば、灯り道路をつくることによって、そのつくった人たち、仲間の人たちが全国的に呼びかけて、インターネットなんかで、高鍋町のそういう問題があって、どんどん、これは全国でももう2つか3つかやっている事業だそうですね。で、その事業を二番せんじ、三番せんじでやったからといって、これが例えば全国的にもものすごく受けて、どんどん観光客の皆さんが来ていただける状況を、ほんとに考えてるのかどうかというところが非常に気になる場所ですね。

だから、あのシンポジウムの中でもお話がありましたように、あの境港市のように、例えば漫画の作者の人たちの意向を踏まえて、それをつくっていくとかいうことで、年間100万人以上の観光客を呼び込んでいくというような事業になれば、もう非常にありがたいと思いますし、例えば、そこの境港市では、タクシーの頭にかいてあるのが、目玉おやじさんを、こうイメージしたキャラクターでちゃんとつくってある。そうやって、こう、全町的に、全市的に取り組む姿勢っていうのが非常にないと、なかなかまちなかだけを活性化するという事業できないと思うんですね。

で、それと、こういろんな基本計画なんかを見ていただくと、この第5次の基本計画の概要の中での数字を見ていただくとわかると思うんですが、売り上げが減っているわけではない。大型店が出て来ているし、雇用人数も上がってきているというところは、実態としてあると思うんですね。だから、そういうことも踏まえて、非常にわかりにくい部分がありますので、そのところをしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

それに、本当は最初に質疑をするべきだったと思うんですが、町税収入が減額する理由はどこにあるのか。まあ、地方揮発油税が増額とする根拠通達はどのようなものなのか、

土木使用料が※減額と判断した理由はどのようなものなのか、民生費の国庫負担金増額は、子ども手当によるものと考えますけれども、手当支給に関しての事務手数料についてはだれが負担するのか。そのところを明らかにしていただきたいと思います。

再編交付金に関しては、何らかの計画及び地元との話し合いが行われていると考えますが、どのように推移、変化しているのかお伺いします。

一ツ瀬川土地改良貸付金、未施工区償還貸付金元金収入については、いつまでとの判断をしているのかお伺いします。

臨時財政対策債については、国の約束からすると、後年度交付税算入がなされていると考えますけれども、それにしても交付税が伸びていないのはどういう理由とお考えになっ  
ていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。15時から再開をいたします。

午後2時50分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

答弁の前に、13番議員が口がすべった、あっ、口がすべった、訂正があるということ  
だそうです（笑声）訂正をお願いをいたします。

○13番（中村 末子君） 濟いませぬ。口がすべったと言われましたけども、もうつらつ  
らつと言うちよつたら、もう間違っしてしまいました、濟いませぬね。土木使用料は減額と  
申しましたけれども、増額です、大幅な増額。濟いませぬ。訂正をいたしたいと思ひます。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

予算の中に施政方針、議員からの要求等を入れておるのかというようなことでございま  
すが、まあ厳しい財政状況の中でございまして、議員からの要望も大変大事だと思つてお  
ります。まあ、しかしながら、今予算につきまして、各課、それから住民等のいろいろな  
申し出等、申し出っておかしいんですが、陳情等みたいなものありまして、その各課で優  
先的なもの、緊急的なものを順にして予算編成を行ったところでございまして。

それから、商店街の活性化につきまして、大変二番せんじ、三番せんじで、なかなかと  
いう議員からの御言葉でございまして、まあ今、去年から取りかかったところでございま  
して、今農家の方々ともお話し合いを順次しているようでございまして。若い人たちが集ま  
って、ほんとはよく話し合いをしながら頑張つておつていらっしゃると思いますので、4商店街  
だけじゃなくて、議員の言われるように、農業者も取り込んだ中で考えているようでござ  
いまして、まあその辺を御理解を願ひたいと思つております。

それから、座談会につきましては、今出前講座が大変好評を呼んでおりまして、今のと  
ころ座談会というのは考えておりませぬ。

○議長（後藤 隆夫） ほかに。（発言する者あり）ああ、まだあつたか。政策推進課長。

※後段に訂正あり

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長です。まず、譲与税との関係ですけれども、この譲与税について、その通知が来るかということですが、これについては、まあ国のほうの地財計画をつくるときに、大体予想ということで計算されております。まあ、譲与税につきましては、税額の100分の42を市町村へということで、その率は決まっておりますが、その中については、やはり計算式等がありまして、町のほうでちょっと計算のもとがわかりません、はい。

それと、再編交付金についてでございますけど、再編交付金につきましては、平成19年度から28年度ということで、まあ最終分までの予定はまだ立っておりませんが、一応予定を立てて執行しようとしております。で、公民館というのは、多分これ、地区のことだと思うんですが、一応公民館のほうの役員会とか総会等において、どういうふうにこれをしたらいいかというようなことで、説明を求められておりますので、そこに行って説明を行っております。その中で、まあ、防衛省との関係で、オーケーに、了承を得た分については年次的に実効、執行していくというか、そういう予定にしております。

それと、臨時財政対策債について、その交付税算入が少ないんじゃないかということですが、この臨時財政対策債については、一応まあ計算上算入されております。で、まあこれ、この問題に限らず交付税が少ないということで、いろいろお話がありますが、確かに高鍋町につきましては、財政力も高いということで、うちの場合、税収、収入額が多いということになるかと思えます。で、交付税が伸びてないのかちゅうことですが、これは高鍋だけのことで判断できませんので、まあ、實際上、国のほうも伸びて来ておりますが、各市町村の、その年々の需要額とか収入額に変更が出る関係もありまして、高鍋だけが伸びてないということじゃないと思うんですが、まあ、その中身については、高鍋につきましても若干伸びて来ておりますので、伸びて来てないということではないと思えます。ただ、全国平均よりは伸ばないということだと思えます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。町税収入の減額についての御質疑だと思いますけれども、町税全体につきましては、昨年度の予算と比較しましてもほとんど変わりありません、まあ若干ふえてるぐらいなんですけれども。御質疑は、多分、町民税の収入の減ということだろうと思えます。個人町民税、法人町民税でございますけれども、個人町民税に関しましては、御存じのとおり今の経済状況等の影響といいますが、高鍋町民にも随分影響を与えているものと判断しております。

それから、昨日の午前中の議員の御質疑にもありましたけれども、失業に対しての減免、国保の減免等の御質疑がございましたが、そういう方たちとの面談等しておりますと、まだことしも相当にそういう方たちがふえるのではないかという懸念をしておりますし、そういった判定をさしていただいて、総合的に判定をさせていただいて、個人町民税については減額をさせていただいております。

それと、法人町民税に関しましても、これは昨年の定例会の中で、所得税、失礼、法人税の還付に関しまして補正を随分と通させていただいたことがございますけれども、法人町民税の基礎となります法人税額、こちらのほうが落ちてきたがために、予定申告、予定納税された法人町民税が落ちてきたと。これは、ことしもまだ引き続きあるものという判断をしておりますので、これについては相当影響が大きいものということから判断しまして、14.5%ほど落とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。土木使用料の増額ですけれども、主なものは、今現在整備をしております持田団地の建てかえ、これが5箇年事業で、まあ今年度がまあ最終年度ですけれども、これに伴います家賃の収入、これが増額されるということで、今回大幅な増額となったものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。子ども手当に関する事務手数料について、国が負担するのかというお尋ねでございますけれども、経費のうち、22条職員を1名雇用いたしますが、その関係で期末手当が発生いたしますが、これ以外の経費につきましては、全額国が負担をいたします。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。一ツ瀬川土地改良事業工区未施工地区償還貸付金元金収入につきましてですが、これにつきましては、一ツ瀬川土地改良事業の国営部分が昭和62年に終わりました。県営事業が平成7年に終わっております。62年時点で終わっていない県営事業部分について、貸付金という形で出したものが返ってくる設定でございます。

まあ、全体の工事がすべて終わっておれば、平成24年にはすべて返ってくる設定でございましたが、現時点では明らかに一ツ瀬川土地改良事業の未施工、施工されていない土地がありますので、今後どうするのか検討しなければいけないというふうに考えております。なお、一ツ瀬川土地改良事業区域においても、未施工地区を解消するために、鋭意努力はしておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。今、答弁が各課からありましたけれども、まあ出前講座があるからしないと、町政座談会は行わないと。だけど、例えば、私のおります正ヶ井手地区あたりでも、やっぱり予算についての説明を求められたり、私顧問という立場で出ておりますけれども、そのときにもちゃんと私も予算についても、いろんなことについても説明をしているところでございます。

私は、やはり住民が町政に対して関心を持っていただくということは、非常にありがたいことだと思っております。だからこそ、町政座談会を、やっぱり従前のように行ってい

ただくというのは、非常に職員を、職員を夜に、まあ夜とか使っていく状況というのは、課長の職務の状況もありますので、拘束はできないかなというふうには思いますけれども、私はやはり町長みずからが出向いて、やっぱり出前講座をするっていうことの状況っていうか、まあ町長がみずからやっぱり財政的に見て、先ほどからもる答弁があるように、財政が非常に厳しくなっている。

先ほどの答弁で、基準財政需要額の問題もありましたが、この臨時財政対策債については、高鍋町はやっぱり非常に使ってるんですね。それにもかかわらず、国はちゃんとその分については、後の交付税に算入していくということをしっかりと約束をしているにもかかわらず、この状況を見ても、それも算定基礎の中に、これ小っちゃい字で書いてあってわからないんですけども、基準財政需要額も大きく関与していくという状況があるわけなんですね。そうすると、私たちは臨時財政の特例債については、後から入って来るものだと思わず、借りたものが全額入ってこないという状況になると、非常に、だまされたという思いが強いと思うんですね。だから、私よりも、それをより強く思っているのは、やっぱり町長じゃないかなというふうに思いますけれども、まあどのような判断基準、どれだけ交付税が下げられてきたのかということも含めて、そこはどのように推移してきているのかということがわかる範囲で結構ですので、答弁をしていただけたらというふうに思います。

で、民生費の国庫負担、子ども手当の問題ですね。これについても、22条職員の1名雇用で、期末手当以外はすべて国が全額支払っていただくと。ここ、当然、期末手当についても支払っていただくべきだと思うんですね。そうでないと、子ども手当をやりたいと言ったのは、今の政権が公約したことであって、何も高鍋町の町長が公約したわけではない。ということで、やはり人件費についても、応分の負担をしっかりといただくと。それに係るほかの事務経費、備品が必要であれば、高鍋町の備品を使うということであれば、別の備品も恐らく、私は購入をしていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、そこは改めて、また国と協議をしていただけたらというふうに、それは思っております。

それから、キャンプ誘致の件なんですけど、それは、あれと関連するんですよ。結局、屋内練習場を使うと、雨天練習場を使うと、つくるということになって、キャンプ誘致を、だけどキャンプを誘致するちゅうのは、例えば2月、3月、まあ1月からあるちゅうのは、まあ1月、2月、3月ぐらいね、まあ12月ぐらいからキャンプ誘致はあるとしたら、それぐらいからだと思うんですね。だから、利用は集中するんですよ。先ほど答弁がありましたけれど。そうすると、利用が集中して、まあ使えるところは使えるでしょうけれども、その、雨天練習場をつくって、果たしてその費用対効果があるのかどうかということ、これに対して、じゃあどれぐらいのマスコミが来ていただいて、どれだけ宣伝をしていただくかということについても、非常に、今のところを見ている状況では厳しい状況だと言わざるを得ないと思うんですね。そして、具体的に、先ほどの答弁では、雨天練習場をつ

くって、町民の利用、そういうことを考えたとき、どのようなことに利用できるのかなあということがああると思うんですよね。だから、高鍋町は宝の持ち腐れではないけど、結局そういう物をつくっても、なかなか利用ができないという状況が出て来るんじゃないかなと思うんですね。

で、キャンプも、どんどん誘致できる間はいいと思うんですが、やっぱり使用日数が制限される、そういう状況の中で、この活用を、ほんとに年間活用する方法、いわゆる基本的なコンセプトをどういうふうに考えていらっしゃるのかということ、私ね、計画がちよっと甘いと思うんですよ、何をするにしても。

例えば、先ほどのまちなか活性化事業についても、やはり甘いと思うんです。農家の方々も、とも話し合ってる状況と。私は一番話し合わなきゃいけないのは消費者だと思うんですよ。一番話し合わなきゃいけないのは。消費者の皆さんが行きたくないと言ったら、行きたくないっちゃから。お金は落ちない。消費者の皆さんが「行ってみたいな」と思うところにしないとイケないわけです。消費者がごっそり抜けてしまって、そういう考え方が、まず答弁としてないっちゃうことに非常に悲しい。

私はやはり、住民がふえるという観点。あのロコミで、高鍋町のいろんな施設利用に関しても、例えばロコミ、インターネットなどの利用によって、大きくその利用を伸ばしているところもあるんですね。活性化をされてる個人商店もあるんです。そういうことを考えたときに、私はアイデア不足、そういうところのやっぱり、つくり方の、仕掛けていく側の、仕掛け方がやはりちょっと違う。だから、消費者の目線に立った活性化の基本方針ができてるとかというところで、非常に、非常に私は危惧している部分があるんですね。だから、そこをやっぱり考えていただくということに、どれだけ努力していらっしゃるのかということが、全然答弁の中で見えてこない。

そして、先ほど町長は、一番最初の質疑に移りますけれども、まあ施政方針の中で、まあやっぱり基本的な考えを示したけれども、示しただけと。厳しい財政状況の中で、まあ住民からの皆さんの、何か施政方針を述べるだけだったら、だれでも述べられますよね。しかし、その施政方針の中身を、やっぱり予算の中にしっかりと落とし込んで、そしてやっぱりやっていくと。だから、施政方針が先か、予算が先かといった状況の中で、予算が先で施政方針が後なんです、見てると。どうも、施政方針が後からつくられたなっていうふうに見えてくるんですよ。そういうのが見えてくるような状況だったら、私、イケないと思うんですね。施政方針が先で、予算が後と、後づけというふうな方向が見えないから、これ、こういう質疑をしたんです、私。

だから、できれば、そこ辺のところ、ほんとにまちづくりをどういうふうに町長は、自分の思いを持って、しっかりと施政方針を述べられたのか。そして、まちなか活性化事業、そして農業予算、いろんな予算の問題で、どれだけ町長が熱い思いを職員に語り、そして財政をつくってきたかということが見えてこない。見えてこないから、悲しいかな、この財政が、なかなか、あの町長が答弁できない。私、町長がそういう熱い思いを持って語っ



たら、どの、ほかの課には絶対答弁させないと思いますよ。課長には絶対答弁させないと思います。町長が答弁できない一番大きな理由は、ここなんです。自分が熱意を持って施政方針を出して、その施政方針にのっとって、しっかりと予算の枠組みを決めていったら、町長が全部答弁できるんです。何ですか、その返事は、「はい、はい」とは。私たち昔から言いますよ、「はい、はい」の2度の返事はだめだっていうんですよ。だから、そういうことじゃなくて、人から批判をされたら、そうやったむすつとした態度でね、これが今の高鍋町の現実なんです。その現実をやはり回避していかないと、私たちはどんな場面にも、住民に対して、住民の代表で出ている以上、住民の皆さんには意見をしっかりと耳を傾ける。やっぱりやってるんですよ。質疑じゃないとおっしゃるでしょう。違うんですよ。町長の施政方針の中から予算が見えてこないから、質疑してるんですよ。町長が答弁しないから言ってるんですよ。わかります。そこを答えてくださいって言ってるんですよ、わかりました。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） ほんとに、議員の申されるように、私もあなたと似たようなところがございしますが、かっかして。（発言する者あり）

施政方針が、その財政の予算の中に反映されていないと言ってません。議員の申されたことが全部評価できるとか、そういう問題じゃないんですよ。施政はちゃんと入れております。だから、施政方針ができるんですよ。人のやることなすこと、全部へのくそに言ってね、商店街の活性化でもそうです。ちゃんと、彼らも私たちも一生懸命になってやりますよ。何が不服なんですか。黙って私は聞いておりますが、ほんとに、一生懸命になってやってるのはだれとだれかっていうことです。あなたはいろいろ言われる。とこでどうじゃ、どこでどうじゃっていろいろ言われるけど。このことに関してですよ、じゃあ、まちづくり、どうするんですか。あなたも一緒にやられたんじゃないですか、この間は、へのかすに言われた後に。町民の方も知ってますよ、それは。

私は座談会にしても、開かないんじゃないんですよ。言われたところにはちゃんと出向いて行ってます。その中に出前講座をやっていただいて、皆さんが十分に話をさせていただいております。私も、きょうは初めてこういうこと言いますが。余りにも、人が無能だ、どうだ、そういうこと言うもんじゃないです。もっと考えて物は言ってもらえるべきだと、私は思いますけど。何ぼ議員であろうと。

座談会は、さっき申しましたように、出前講座とか、一生懸命みんな住民の方々が呼んでいただいて、私も呼ばれたところはほとんど行ってます。そして、いろいろな予算の話から、いろいろな工事の話、道の、道づくりとかですね、そういうことから、まあ和気あいあいとしながらずっと話をして回っております。呼んでいただければ、どこでも行きます、私は。

ああ、スポーツキャンプで効果がないと言われますけど、まだ今、うちにはそういった場所がないんですよ。それで、春先だけと、こう思ってますけど、やはり今から室外の、

屋外のキャンプだけじゃなくて、やはり体育館がございまして、中にはちょっと道具がそろっておりませんが、まあいろいろな柔道とか、それからバスケット、バレー、バドミントンとか、いろいろありますよね。まあ、そういったものを、弓とか、今、政策課の中で、キャンプ誘致に向けて頑張っているところでございまして。なかなか、経済状態、宮崎まで来るといのは、なかなか難しく、まあ経費が要りますからね。なかなか彼らもそうでしょうけど、しかし、キャンプに来てくれば、学生であれば、補助もするというところでやっております。

それから、企業誘致にしても、やっぱり条件整備がなかったものですから、議会の方々に議決をいただいて、そういった手立てをしたところでございまして、まあ今から頑張りたいと思っております。なかなか景気が悪くて、なかなか来てくれる企業もないと思っておりますけど、それを何とか掘り下げて持っていきたいと思っております。

練習場、練習場言うたな、練習場、だからそれでも使えますし、少年団がたくさん、スポーツの少年団がおります。これたちもいろいろ使っていただいたり、それからお年寄りのゲートボール、グラウンドゴルフ、グラウンドゴルフにはちょっと狭いかもしれませんが、半分コートぐらいしかできませんけど、まあそういったところをしていただいて、雨の日にもやはりやっていただくような方法で使っていただきたいと思っております。

これ、今からまた担当課といろいろそういうことは、住民の意見も入れながら、使っていきたいと思っております。キャンプインしましたら、野球は1チームしか来ませんので、1チーム、1チームこう来ますから、何とか使えると思っておりますので、その点をうまいぐあい計画をしていきたいと思っております。

後については、担当課長より答弁をいたさせます。

○13番（中村 末子君） 議長、その前に、さっきの町長の答弁、へのくそとかね。議場でそういう言葉使いません。（発言する者あり）私そういう言葉は使っていただきたくない。（発言する者あり）撤回してください。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。交付税につきましては、数字をここに持って来ておりませんので、ここ5年か10年か、推移の数字を記載したものを後で委員会等でお配りしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 7番。1点だけお伺いをいたします。本予算の231ページですけども、この中に、中学校に学校の教育活動を支援するという事で、学校支援地域本部事業という形で組まれておりますけれども、これは新規事業だというふうに思いますが、事業内容についてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 詳細につきましては、詳しく担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（東 啓三君） 社会教育課長。お尋ねの学校支援地域本部事業でございますけれども、御承知の、おっしゃるとおり新規事業でございます。

この事業は、文部科学省の間接委託を受けて実施するものでございまして、教育基本法の13条に規定がございますけれども、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携強化と、この規定に基づきまして文部科学省が、これの具現化を図るために、平成20年度から実施をしている事業でございます。

具体的な内容といたしましては、中学校校区を基本といたしまして、そこに所属いたします中学校、小学校、個々の学習の支援、それから部活動支援、環境整備、学校行事の運営支援などのボランティアを募集いたしまして、中間にコーディネーターを配置して、学校との連絡調整を図りながらボランティアを学校に派遣するという事業でございます。

平成20年度現在で、全国で約870ぐらいの市町村が、まあ既に実施をしております、郡内でも木城町が平成20年度、それから都農、川南町が平成22年度から実施している事業でございます、本町もこれに取り組みたいということで予算計上したところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。主要事業についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、総務費でございます。交際費ですね、交際費が21年度に対して20万円増額になっておりますけれども、その理由をお伺いしたいと思います。

それから、2点目として、外部評価委員会の委員が5名が10名というふうに、5名が増員になっておりますので、その仕事ですか、業務の内容等についてお伺いをしたいと思います。

それから、活性化推進事業費、これが、まあ21年度に比べますと6,923万8,000円の増額になっております。で、13番議員からも質疑がありまして、重複する部分があると思っておりますけれども、事業の主な内容をお伺いをしたいと思います。

それから、屋内多目的広場工事ですね、関係、これも見ますと、一般財源が6,849万円のうちに4,849万円が一般財源と、まあ大きいわけですね。まあ、そういうことから、工事の概要として、まあ場所とか規模、そういうものをちょっとお伺いしたい。主要目的等については、13番議員から質疑がありまして、老人から青少年からキャンプとか、そういった利用をされるということでございますけれども、やはり、年間を通じた、やっぱり利用、使用がやっぱり必要かと思っておりますので、その辺のお考えもお伺いをしたいと思います。

それから、航空写真撮影及び屋内特定調査事務委託1,700万円、1,702万1,000円がすべて一般財源ということで計上をされておりますけれども、その利用目的と効果、どういう効果があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、民生費についてお伺いをいたします。まあ、子ども手当につきましても、13番議員と重複する部分があると思っておりますけれども、まあ一般財源がちょっと大きいものですから、その辺はまあ13番議員も質問されましたのでわかるわけなんですけれども、

まあ近いうちに、4月、5月分が支給されると、まあ子ども手当ですね。ということで、これももう大きいわけですね、一般財源が、現在のところですね。2億8,638万円が現在の段階では負担すると、町一般財源ということになっておりますので、そういった手当の問題も、やはり国の制度でもありますし、やっぱ国が全額負担すべきじゃないかというふうに私も考えております。

それと、まあ子ども手当の目的、これがいろいろ言われておりますけれども、どういふふうにお考えになっておられるのかお伺いをしたいと思います。

それから、児童福祉施設費ですけれども、一般職員が27名を22名、22年度ですね、5名が減員となつとるわけなんです。それで、22名の配置をどのように考えておられるかお伺いをしたいと思います。

それから、農林水産業費につきましては、これはじっくり常任委員会でお伺いをしますので、お尋ねはいたしません。

それから、衛生費につきましてお伺いをいたします。し尿処理費の中で、高鍋木城衛生組合負担金が1億1,827万円ですね。8,500万円増額になっておりますので、その概要をお伺いをいたしたいと思います。

それから、商工費についてでありますけれども、これも13番議員から、城下町の高鍋まちづくり活性化事業補助金ですね、本年度が1,600万円、昨年度が300万円ということで上がっております。で、昨年のおきも、補正で上がってきたわけなんですけれども、まあ事業経費を確保するというので300万円が計上されております。本年度は、何かハード面でやりたいということで、先ほどはまあ詳細にわたって、まあいろんなのれんとか、まあ灯りとか、いろんなことを具体的に説明があったわけなんですけれども、やはり事業計画書がもう既に出て来ておると思うんですね。30、ああ、21年度で予算化をしておるわけですから、そのときに事業計画を作成するというので計上されたと思います。したがって、事業計画の内容を示していただきたいと思ひます。

で、もし、お手元になれば、総務環境委員長のほうにでも提出をしていただければ、十分審議をされるんじゃないかと思うんです。で、委員長質問は避けたいと思ひますので、ひとつその辺は十分説明をしていただけておきたいと思ひます。

それから、土木費ですけれども、社会資本整備総合交付金事業ですか、9,190万円が計上されておりますけれども、これをやはり、まあ事業の内容について、まあ概要についてお伺いをしておきたいと思ひます。

それから、まあ最後になりますけれども、教育費についてお伺いをいたします。小中学校の図書購入費、これを見ますと、昨年度よりも49万5,000円増額になっております。で、本年度は、国民の読書年ということですね。学校図書が、の充実を図る年であるというふうに表示されております。したがって、基準財政需要額、まあ交付税で交付されますけれども、そのうちの何%充てなさいというのが指示が来ておると思うんですけれども、そのような金額で図書費を計上されておられるかどうかをお伺いをしたいと思います。

す。

で、こういういろいろ聞きますと、この読書を市町村によっては、財政内容のために、その充当分を配付していないということが言われておるわけなんですね。で、そういうことでは、やはり学生、そういった人たちの、子供たちの教育上、非常にこう何ですか、充実が図られないというようなことが言われておりますので、その辺をお伺いをしたいと思えます。

それから、学校、中学校の賃金、労務雇い、これは中学校で303万8,000円ですか、これが計上、初めてされたような気がするわけなんですけども、緊急雇用創出事業が充てられておるんじゃないかと思うんですけれども、仕事の内容についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。ちょっと待ってください。（発言する者あり）質問者の訂正があるそうです。許します。

○6番（大庭 隆昭君） 済いません。実は、この主な事業ということで質問をしたわけなんですけれども、民生費の中に城下町ですか、これが農林水産業費の中に含まれておるということを、になっておるといことですので、私が農林漁業関係は委員会で質問しますということをおっしゃったので、この部分についてはもう回答要りませんので。

○議長（後藤 隆夫） 削除。

○6番（大庭 隆昭君） そのふうに訂正をお願いいたしたいと思えます。

○13番（中村 末子君） まちなか活性化。

○議長（後藤 隆夫） 城下町については削除ということですね。はい。

再開が後先になりましたが、どなた。だれからか。だれから、答弁は。（発言する者あり）城下町については答弁は要らないということです。はい。委員会で。——はい、それでは45分に再開をしたいと思います。暫時休憩をいたします。

午後3時40分休憩

午後3時45分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは、再開をいたします。

総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。16号議案の57ページの交際費が、まあ20万円ほど増額になっている件でございますけど、今年度におきまして、まあ企業誘致等、スポーツキャンプ等に町長みずから出向っていく機会等が多くなりまして、本年度の実績等を加味しながらその分を予算に計上したものでございます。

それから、119ページの一般職の22名でございますけど、これにつきましては、1月1日をもちまして給与等を計算する関係上このように計上しておりますので、また、4月以降になりましたら人数構成等も変わってまいります。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。多分、63ページの外部評価委員のことだと思うんですが、外部評価委員公募して、21年度は2名だったんですが、その委員を8名にふやして、学識を2名という、もともと2名いらっしゃいますので、足して10名ということでふやしております。

それと、活性化の分、69ページの地域活性化分ですけども、この分につきましては、まあ企業立地奨励審議会等につきましては、例年どおりなんですけど、こちらのほうに企業誘致等も活性化のほうでやるということで、費目がえを、こちらのほうに持って来たというところがございます。

それと、大きくなった原因につきましては、ここに記載してありますとおり、屋内多目的広場の工事に伴います設計料及び建築確認申請料等でございます、一般財源が多いんじゃないかということですけど、今、確定してる分として、宝くじの2,000万円を予定しておりますので、その他については、まあ今のところ一般財源で手当できてるということもありまして、こういう記載となっております。

それと、スポーツ合宿補助金につきましては、これも12月補正で計上したところと同じなんですけど、1人当たり1泊1,000円、1泊といいますか、1,000円ということで、今のところこの2チーム分、30万円を上限としておりますので、2チーム分を計上しているということがございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。総務費町税費の委託料でございます。航空写真撮影及び家屋特定調査業務委託でございます。24年度、平成24年度の評価がえに向けまして、課税客体の適正な把握に努めるために取り入れる業務でございます。内容でございますけれども、新たに航空写真を撮影しまして、平成10年でございますけれども、撮影しました写真、航空写真がございます。これと突合せることによりまして、その家屋についての増減分についての調査ができる。で、その調査、不都合があったものに関して調査すべきか、そうでないかについてのチェックをした後に、職員で評価に回ると、そういうことで正確な課税客体を把握できるということがございます。

土地につきましても、この航空写真を撮影することによりまして、数十センチ規模の上下、誤差があった場合につきましては、ああ、これは宅地造成してるとはつかないかという推測ができるということがございますので、もしそういう状況が判明できれば、その部分について調査をして、客体の把握をするというための業務でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。民生費の子ども手当についてございま

すが、予算書の115ページになろうかと思ひます。この子ども手当の目的、支給の目的でございますけれども、まあ次世代の社会を担う子供の育ちを、社会全体で支援する観点から実施するということでありまして、受給者の親が原則ですけれども、所得制限を設けないということ、それから子供の年齢や出生順位にかかわらず、一律に月額1万5,000円、1万3,000円、今年度、まだ児童手当と違うところは、中学生まで拡充をされたということになります。

で、財源の内容でございますけれども、中学生の部分につきましては、全額国の負担でございます。それから、所得制限等が撤廃をされましたので、児童手当に、旧児童手当に係る所得制限者についても支給されますので、この部分も国が全額負担。で、その中の児童手当制度が重なったような子ども手当の支給の内容になっておりまして、児童手当で負担をいたしました市町村の負担分、これについてはそのまま残るといふ形になります。

で、ちなみに対象者数でございますけれども、小学校就学前が約1,900人、それから新たに拡充されました中学生のところは約600人で予算を計上いたしております。

それから、119ページの施設費の人件費、給料の部分でございますけれども、これがまあ今年度22人分ということで、新年度ですね、22年度、21年度は、あっ、失礼しました。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 137ページになると思うんですが、高鍋木城衛生組合負担金、昨年に比較して3,280万7,000円ほど増額となっておりますが、これについては、例年より、まあ、施設の改修に伴う負担金としての部分であります。今現在、昭和60年稼働しまして24年を経過、その中で焼却施設、これについての老朽化が著しいということで、その部分をどうするかという検討がなされたんですが、結果として汚泥を搬出するという結果になりまして、高鍋町分が80%、木城分が20%、それに基金を充てて改修を行うということになりました。

そういうことで、この3,200万円が例年より増加しておりますが、改修が終わりますと、まあ22年度改修を行って、23年度では例年度並みに予算は落ち着くと、負担金は落ち着くということになると思ひます。まあ、大きな工事がなければと、他に、ということですので、当分の間はそれで運用できるということになっております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） まず、教育振興費の、まあ小学校費、それから中学校費の中の、議員のほうから図書費というふうにおっしゃいましたけれども、これは詳しくは備品ということでお考えをいただければと思ひます。まず、図書費につきましては、小学校につきましては生徒1人について500円、中学生については1,000円ということですので、図書費そのものにつきましては格別たくさんの額が変動しているというようには思

っておりません。教材費一般のほうが、各学校から要求が上がってまいりますものを精査しながら、毎年計上させていただいておりますので、まあこれが若干ふえたというふうに考えております。

それから、基準財政需要額に占める図書というお話がございましたが、この細かい数字についてはちょっと認識しておりませんが、文科省のほうからは学校規模、まあいわゆる子供の数に応じて冊数が指定されておまして、まあこれは現場のほうから十分間に合っているというふうに報告を受けております。

それから第2点で、中学校の嘱託職員のことですけれども、まあ実は先年廃止をしました中学校の用務員につきましては、昨年度から緊急雇用の創出事業の中で、各中学校2校とも1年間の嘱託職員を雇ったところがございますが、22年度につきましては、東中学校に新たに1名追加で、学校支援職員を配置したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。土木費の社会資本整備総合交付金事業でございますけれども、これは今回の22年度の国の補助金制度において、これまで個別補助金を原則まあ廃止ということで、この個別補助金というのは、まあこれまで、例えば道路関係だとか、治水関係、下水道、住宅、そういった個別補助金が今回原則廃止ということで、それに変わってこの社会資本整備を行う事業の効果を一層高めるために一体的にこれはまあ支援するというので、今回総合交付金が創設されたところがございます。ただ、予算の中身につきましては、これまで地域活力創造、地域活力基盤創造交付金として行っておりました道路の整備ということで、予算の中身については、まあ21年度からやっている道路の改良工事の継続でございます、内容的には変わっておりません。当然ですけれども、補助金の補助率等も同じでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。まあ、総務課から各課について答弁をいただいたわけなんですけれども、まあ、総務課関係でまあ食糧費の20万円の増額については、やはり企業誘致とか、まあそういった面がふえて来たということで、まあ外交面での仕事がふえたということでございますので、しっかりと企業誘致なり、高鍋の人口増に向けての働き場をつくっていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから、まあ、活性化事業については、項目の入れかえというようなことだったと思うんですけれども、それと外部評価委員は募集して、まあそれだけの方が募集をされたと。8名ですかね、募集で、8名おられたわけですかね。と、学識経験者2名とか言われたですね。それはまあ多くの委員の方がなっていて、しっかりした評価をしていただくということでお願いをしておきたいと思っております。

それから、まあ航空写真等については、そういった家屋、土地ともに評価がえのときに



利用するということですので、そのように行っていただきたいと思います。

それから、民生費につきましては、まあ目的ちゅうか、そういったことを答弁いただいたわけなんですけれども、やはりまあ社会全体としてのそういった子供育てをして、少子化の流れをまあ考えていきたいということと、何か、子供のまあ婚姻率の解消もしていきたいというようなことも、何か言われておったんですけど、まあそういうことにもつながるんじゃないかと思っております。

それで、一般財源については、まあ国のほうで措置を取るというようなことでございますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

それから、し尿処理場については、まあ24年経過したので施設の改修ということですね。

それと、まあ教育関係は、何か間に合つとるちゅうような答弁をいただいたんですけども、いろいろ聞くところによると、交付税で算定されておると、まあさっき言われたように、学校の人員とか、学校数等によって、基本の財源需用額というのが決まって、そして図書費に使いなさいというのを、国のほうとしてはそういった一定額を交付しておりますよということ言われておるわけですね。それでお尋ねしたわけなんですけれども、まあ十分に合っておるということですので、まあ交付額に達しておるというふうに理解をしいいんじゃないかなというふうに思います。

後の中学校の賃金については、緊急雇用創出事業を充てたということの答弁ございました。

以上で終わりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 1点だけお聞きしたいと思います。消防団員、185ページの消防団員等公務災害補償等共済基金負担金642万1,000円となっていますけど、前に共済を支払われたことはあるのでしょうか。それを伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） それは知らない、後でもいい。総務課長。

○総務課長（間 省二君） ちょっと調べまして、また後で、もしありましたら御報告したいと思いますんですけど。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。1人当たりの医療が低く抑えられるように努力しても、国や県の交付金規定からすると、非常に歯がゆい思いをしております。これ以上に、税の引き上げに、住民からは悲鳴が上がっております。また、住民からは、「国保税を納めなければどうなるんですか。民間保険に入っているから、保障は大丈夫と思うのでやめた

い」との意見も出て来ています。確かに、相互扶助の立場を理解していただくことはするとしても、このような意見を無視することも、またいけないかと思えます。

そこでお伺いしますが、町長は、このような住民の声にどのようにお答えになるつもりでしょうか。ことしの保険料算定は、昨年と比較してどのようになるのか。先ほどの質疑の中では、昨年と同様の保険税になるという予定のことをお伺いしましたが、どのぐらいとなるのかをお伺いしたいと思います。

今回の予算では、健康づくりセンター、プール運営について、湯布院で利用者呼び込んでいる資格者の受け入れを行い、後は住民によるボランティアで予定されている計画があるようです。効果の期待度をどのように判断されているのかお伺いします。

また、レセプト点検の効果はどのぐらいあると算定しておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、国保税を納めず、民間保険の保障で大丈夫なので、国保をやめたいとの住民の声についてであります。国民健康保険制度は、一般的にかかった医療費の3割、3割の自己負担で医療を受けることができます。また、高額な医療に対しましても限度額が定められており、一定額以上の負担はありません。また、医療費は、保険適用内と保険適用外があり、民間の保険は、保険適用内の自己負担額と、保険適用外の支払いを補完するためのものであると認識しております。けがや病気はいつ自分に降りかかってくるかわかりませんので、相互扶助制度ではありますが、自分のためという認識も持っていただくために、今後も被保険者の皆様に御理解と御協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税率算定についてであります。現在の算定見込み状況を勘案しますと、平成22年度については同率のまま据え置けるのではないかと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。健康づくりセンタープールの運営についてお答えをしたいと思います。

プール運営につきましては、平成21年度17名の水中運動普及員を育成をいたしました。で、平成22年度につきましては、湯布院でもまあ指導されておる水中運動の専門家に依頼して、水中運動普及員のためのフォローアップ研修に加えて、ひざや腰に傷みをかかえている人、それから生活習慣病の方を対象にした疾病別の教室を4教室ほど開催をして、その専門家に直接指導をしていただくという計画をいたしております。

で、その4教室の開催に当たりましては、地元医師会とも連携をし、お願いをして、患者さんの紹介等も御協力をいただけたらというふうを考えているところでございます。

で、視察をいたしました湯布院でございますが、そこがまあ成功いたしました要因は、リーダー、水中運動普及員のリーダーがまず元気になる。で、その成功体験を周りの人に伝達する。そして、人が人を呼んで、そういう仕組みづくりをしたことが成功だというふ

うに言われております。

で、高鍋町におきましても、水中運動普及員を中心にして、このような仕組みづくりをつくり上げ、つくり上げたいと。で結果、プール利用者の増加につながれたら、それから、医療費の適正化につながっていったらというふうに計画をしているところでございます。

それから、レセプト点検についてのお尋ねでございますが、現在の医療事務資格を有した嘱託職員を1名、まあ雇用して、専任でレセプトの資格点検、それから内容点検等を実施をいたしております。で、合わせて、県の国保連合会にも同業務を委託をいたしております。で、二重の点検体制を取っているところでございます。

で、平成20年度の再審査請求の状況を見ますと、再審査請求件数は1,470件、まあそれに対しまして、減点が認められた件数は880件程度でございまして、約60%に達しております。前年を5ポイントほど上回っておる状況にございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。できれば、まあレセプト、後ろのほうからいきますが、レセプトの効果、まあポイント的にはお答えをいただいたんですけども、金額的には一体どれぐらいの効果があると算定しておられるのかどうか、予算上ですね、お伺いしたいと思います。

町長が先ほど答弁になりました。確かに国民健康保険税高くて、ほんとに相互扶助だからということ、私も皆さんにお答えをしているところなんですけれども、一体国民健康保険税を納付されている方の何割ぐらいが医療費として使われているのか、ほぼ全員が網羅して使っていらっしゃるということであれば、これは当然相互扶助の観点ということも御理解をいただけるんじゃないかなというふうに思いますが、私にお話をしてくださった方は、1度も使ったことがないと、国民健康保険を、使ったことがないという方だったので、以前は何か、私が議員になったころぐらまでですかね、何か町民の日かあたりぐらいに、1度も医療機関を使ったことのない人には、何か表彰があつて、やっぱそれは表彰があることでちょっとぐらい少々悪くても病院に行かなくて大変なことになってしまった人もいるというようなことも、いろいろ種々意見がありまして、あれは、無医療、要するに医療保険を使わなかった人に対する表彰は、恐らくそれ以後廃止されてるんじゃないかなというふうに思いますが、まあ私がお聞きした人が、医療機関にまだ1度もかかってないとおっしゃったもんですから、「ああ、そうですか」と言って、まあ一応相互扶助の問題をしっかりと申し上げたんですけども。

それから、プール利用について、ロコミ、ロコミということで、私はこの効果について、まあ担当者からいろいろこう、こういうことがあるそうだがということで提案をされた後、いろいろ担当者のほうからお話を聞いたら、何か湯布院では、すごい何か10万人とかいう方の利用っていうのがあるっていうことで、非常に小さいプールなんだそうですね。もう、それこそ、ほんとに高鍋町みたいに大きくないらしいんですけども、まあそういう

ところでやっぱ10万人の利用がやっぱりあるっていうことは、非常に高鍋町もこれから先考えていく必要があるのかなというふうに思ってますので、まあどんどん、そういうことは状況的にやっていく必要があるのかなというのが1つと、1つ提案は、これ担当者の方にもお話をしたところなんですけれども、まあ合併とかんがみて、考えてみたら、この児湯5町内で、やっぱりそういうことで利用したいという各市町村があれば、ある程度プール利用者について、一定の負担割合で出していただくと、プール利用についても、正直な話、町外者であっても、町内者と同じ金額で利用できるということになれば、非常に高鍋町のプールを利用していただけるチャンスがふえて来るんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、こういう働きかけも、ぜひ他の市町村に、町村にしていれば、非常にプールを管理する側としては、やっぱ利用者がふえるということは、非常にいいことだと思いますので、ぜひここは検討されないかと思うんですが、私のそういう提案に対して、まあ町長当たりどんなお考えを持っていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。プールの利用料につきましても、まあいろいろと私が町長になってからございました。私も今議員の申されたように、木城の方なら木城の行政に、川南の方なら川南の行政に、まあ話をしてみるのもいいんじゃないかということを担当課にも申しております。まあ、そういうことが、うちも、まあ、プールの広さからいまして、今少ないんですが、今のような事業をやりますと、ふえて来たときには高鍋だけでも入れんじゃないかなということも考えております。

それで、ことし利用料の改定を、去年したとこでございまして、そういった面で、まず高鍋がそういった意識づけを、高鍋町民の方々が、私も入れて、行うのがまず先決じゃないかなと思っておりますので、まあ、その議員の言われた各町からの、隣接町村からの、町の方々が、来ていただくのに、がふえるということになりますと、やっぱり温泉と一緒に、どこの方が来られても同一金額ということになるのかもわかりませんが、その辺はまた検討課題だと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。国保加入者の方のうち、国保利用者はどのくらいいるのかというお尋ねでございまして、大変申しわけないんですけども、そういう手持ちの資料がございませんので、特別委員会なりで報告をさせていただけたらと思いますが、よろしゅうございましたでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） ほかに。

○13番（中村 末子君） いえいえ、レセプト。

○議長（後藤 隆夫） ん、レセプト。

○13番（中村 末子君） レセプト、それを。後でっていう。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。失礼しました。レセプト点検の率につき

ましては申し上げましたけど、大変申しわけないんですけども、これも金額的に持ち合わせがないのでございますが、これも特別委員会の中で報告をさせていただきたいと思いません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。町長の答弁で、ちょっと私が提案したことと、ちょっと考え方が違う、取り方がちょっと違うような気がしましたので、もう1度言っときますけれども、町外から利用される人については、まあ町長が、町長会とかあったときに、まあ高鍋町のプールを利用していただく方、町外者の方は、今、高く取ってますと、少しね。で、その分を、その町から、やっぱり木城町の人を利用されるときには木城町から、また川南の人が利用するときには川南町から助成金を出してもらおうような状況をつくってもらおうと非常にありがたいんだがという要請をしていただけないかということです。ちょっと誤解があるといけませんので、もう1度確認して、そこは質疑じゃありませんので、私の提案ですので、まあ町長はできるだけその町内の方に利用していただきたい。それは当然、私も町内の方にいっぱい利用していただくのがありがたいと思います。しかし、国民健康保険税の交付金の算定額で、いくら1人当たりの医療費をどんなに抑えても、高鍋町は全体の医療費の中、個人の1人当たりの医療費は低く抑えてるんです。ほんとに頑張っているらっしゃるんです。職員の皆さんも、議員の提案を受けて、できるだけ医療費が少なくなるように努力をしてるんですけども、しかし残念ながら、交付金の算定が、これは特別委員会でも答弁がありましたけれども、やっぱり1人当たり財政の需要、基準財政需要額に応じた形になっているために、高鍋町は2万円ぐらいしか、まあほかのところは6万円ぐらい交付金算定されていても、2万円ぐらいしか算定されていないという状況を考えたときには、非常に職員の皆さんが努力されてるにもかかわらず、町民もそれに協力しているにもかかわらず、なかなかその交付金の額が、やっぱり財政需要額に応じて配分されるということが、どうしてもそこから抜け出せない限り、算定が低く抑えられてると、まあ、やっても何かこうほんとにきついという部分があると思うんですけども、まあそれでも、それでもやはりプールを利用した形でも、少しでもプールの利用を多く広めていって、個人の医療費を低く抑えるように、前向きに努力をしていただきたいという、私はこれ提案をしているわけですので、答弁をしていただければ、答弁をしていただいて結構ですけど、答弁がなければそれでよろしいかと思いません。

○議長（後藤 隆夫） どっちですか、答弁を求めるんですか。

○13番（中村 末子君） いやだから、町長がしてもいいですよと言われれば。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。もうこれは、町長に質疑をしても、参加していらっしやらないために、対応ができないかもしれませんけれども、質疑をさせていただきたいと思います。

保険料引き下げがマスコミで報道されました。このような広域連合となると、地方議員よりもいち早くマスコミが知ることとなり、何だか地方議員は蚊帳の外状態と考えますけれども、まあ町長はこの問題をどのようにとらえておられるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

宮崎県後期高齢者医療広域連合は、宮崎県内のすべての市町村をもって組織する地方自治法に規定する特別地方公共団体であります。保険料率等につきましては、広域連合の条例で定めており、広域連合の議会に提案され、議決されるものであります。

まあ、議決結果につきましては、構成市町村にも通知があり、私としては地方議員の方が蚊帳の外の状況であるとは考えてはおりません。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第20号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。先ほどの答弁の中で、なかなかその下水道事業に対する支出、伸びが確保できないということだったんですが、まあ3.9%の伸びが確保できたという理由は一体何でしょうか。

それと、もうそろそろ、先ほども質疑を行いましたけれども、高鍋町全体の下水道及び合併浄化槽などについて見直す時期に来ているのではないかと考えます。まあ、平成24年度までには何とか下水道事業完成したいということの答弁がありましたけれども、当初計画との変更などについて、まあ真剣に議論されるおつもりがあるのかどうかお伺いしたいと思います。で、償還金について、借りかえを含む前倒し返済についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

公共下水道と合併浄化槽のそれぞれの整備区域の見直しについてでありますがお尋ね

のとおり見直す時期に来ておりますので、平成22年度より見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。事業費の伸びについてでございますけども、平成22年度の工事の予定となる路線に、道幅の狭い道路が多く、水道管の移設補償がふえたことによる事業費の伸びと考えております。

次に、公共下水道事業に係る起債償還についてでございますけども、平成21年度までに利率5%を超える高率の起債については、繰り上げ償還及び借換債により返済が完了いたします。今後も毎年の起債額や償還状況を見ながら、適切に借換債や繰り上げ償還を行い、健全な経営に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第21号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。お年寄りの方にお伺いを、お話をお聞きすると、まあほとんどの方が「ある日突然お迎えが来ないかしら。ぴんぴんころりといくような状況をつくり出すのは、仕事など生きがいを与えてほしいのですが」「シルバー人材センターでも生きがいづくりにはなかなか程遠い、収入がなかなか少ないんですよ」とお話をされました。確かに、ボランティアではお金にならないし、年金額は低いと考えると、お年寄りの方がもっとこう仕事ができる、お金になる、生活のできる収入を保障してあげれば、介護保険制度を使わず、そのまま元気で長生きをしていただけないかと思いますが、まあ、どのような対策をお考えになっていらっしゃるでしょうか。

また、地域密着型の施設建設に関して、住民の方から「宅老所など、民間施設の借り上げなどで、もっと地域に根差した施設運営はできないのかしら」まあ、私が佐賀県の宅老所について書いた「ひまわり」について、まだ大切に持っていますとお話がありました。確かに、そのとおりだと思いますが、町長はどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、高齢者の方々の生きがいづくりについてであります。高齢者の方々は、これま

での経験から優れた知識、能力を持っておられます。さて、平均寿命が延び、いつまでも住み慣れた地域で健康で暮らしていくことがだれでもの願いであります。しかし、近年、景気の悪化により、新卒者等の雇用情勢が非常に厳しいものとなり、高齢者の雇用情勢はさらに厳しいものとなっております。まあ、このような状況の中ではありますが、シルバー人材センターにつきましては、高齢者の生きがいの場と、場の1つとして一定の役割を果たしているものと考えております。

次に、宅老所についてでございますが、町のほうにも、南九州大学の移転に伴い、町内の下宿、アパートを利用して、宅老所ができないかとの相談が寄せられております。さて、ぬくもりある介護は、地域で見守る少人数でのグループホームや小規模多機能型が適しておりますが、民間施設の借り上げ利用については、安全面や職員配置などの基準をクリアしなければならない問題、課題がありますので、まあ今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） この中で積立金があるんですけども、まあこれは条例をつくる時に非常にここが議論になった、集中した部分なんですけれども、この564万円ですね、これ基金運用についてはどのようにされるつもりなのか、当初の条例の提案のときと同じような考えを、まだ持っていらっしゃるのかしら。やっぱり、高鍋町の予算ということで審査をして、審査をしたり、これからの予算を審査したりする高鍋町の中で、やはり条例の中での運用というのが、非常に議員からもあのとき物議を醸したと思うんですけども、やはりそのことを再度確認をしたいと思ひまして質疑を行いました。答弁をお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 詳細につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。お答えいたします。

一ツ瀬川雑用水管理事業の積立金運用につきましては、一ツ瀬土地改良事業で敷設されたかんがい排水パイプラインの目的外使用状態をなくすため、雑用水事業独自の給水管を整備する目的及び平成25年に向けた水利権更新のための協議費用等に充てるためのものであります。



○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。まあ、議長最後ですから余り。

新築物件があり、給水戸数は大幅に伸びなければいけないとは思いますが、南九州大学撤退で、アパート、下宿などの問題もあり、まあ水道料使用料については大幅な減少があるのではないかと危惧されますが、それはどのように考えて予算を組まれたのでしょうか。

建設改良費について、詳細説明を求めたいと思います。というのは、既存の水道管のうち、年数で古く、改修を必要とするものなどについては計画を行っていらっしゃると思いますが、年次計画ではどのようになっているか、いつまで終了予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。詳細につきまして、担当課長より詳しく説明をいたします。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。お答えします。

今回の当初予算編成に当たりましては、平成21年度の決算見込み及び南九州大学生の生徒数の減を考慮して算出しております。まあ、給水収益につきましては、議員さんの言われるとおり、約450万円ほど給水収益減となる見込みでございます。なお、予算の執行に当たりましては、節約を徹底し、資金の留保に努めたいと考えております。

次に、平成22年度の建設改良費につきましてでございますけれども、今回は国、県、東九州自動車道、町の行う改良工事関連が中心となっております。その内訳といたしまして、配水管新設工事が4箇所、これは国、県が行う工事で、金額が3,920万円でございます。また、配水管布設がえ工事につきましては、同じく東九州自動車道、県、町の建設管理課、下水道の行う工事、これが11箇所でございます。金額が1億810万円でございます。

それから、水道が独自で行う工事としまして、漏水の多発しております太平寺地区配水本管、これ150ミリでございますけれども、これの布設がえほか1路線を金額4,070万円計画しております。

工事の年次計画でございますけれども、布設がえをする配水管が75ミリから300ミリ、これが約12キロ残っております。事業費につきましては、約7億円程度かかる見込みでございます。また、耐震診断を行いました老瀬浄水場、青木配水池等の改修計画もございしますので、配水管の布設がえの終了年度につきましては、現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第9号から議案第16号まで、以上8件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号から議案第16号まで、以上8件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りします。議案第8号につきましては、議長を除く15名をもって構成する高鍋町総合計画第5次基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号につきましては、議長を除く15名をもって構成する高鍋町総合計画第5次基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、委員長には副議長、副委員長には総務環境常任委員長を指名したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には総務環境常任委員長が決定をいたしました。

お諮りをいたします。議案第17号から議案第25号まで、以上9件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第25号まで、以上9件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時35分休憩

.....

午後 4 時 37 分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13 番、中村末子。御苦労さまでございます。議会構成及び議会議員報酬に関し、特別委員会設置要望が、議員協議会で出されました。全員一致で決定したことを受け、本日 9 時 30 分より、議長室において議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

今期定例会に付議されました案件は 27 件で、うち人事案件 3 件については 3 月 4 日に、補正予算 6 件は本日に結論が出されており、残りの案件につきましては、特別委員会、常任委員会に審査付託されているところでございます。

最初に申し上げましたとおり、議員提案 1 件を日程に追加することを、委員全員の一致を見ましたので御報告いたします。

委員より、早期に結論を出す必要があると思うがとの意見に全員賛成をいたしましたので、あわせて御報告をいたします。

○議長（後藤 隆夫） 只今委員長報告のとおり、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号の追加 1 のとおり、発議第 1 号議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の設置に関する決議を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議事日程第 2 号の追加 1 のとおり、発議第 1 号議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第 1. 発議第 1 号

○議長（後藤 隆夫） 追加日程第 1、発議第 1 号議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。17 番、山本隆俊議員。

○17 番（山本 隆俊君） 17 番。発議第 1 号議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議の提案理由を申し上げます。提案者は、山本隆俊ほか全議員であります。

今回の決議案は、議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会を設置し、議会構成のあり方及び議員報酬等についての調査、研究を行い、その結果を早々にまとめようとするものであります。以下、その内容でございますが、名称「議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会」。設置の根拠、地方自治法第 110 条及び高鍋町議会委員会条例第 5 条。目的、議会運営の効率化を基本とし、議会構成のあり方及び議会議員報酬等に関する調査、研究。定数、議長を除く 15 名であります。

特別委員会設置の理由でございますが、地方自治体の現状は、地方分権改革が進められ

る一方で、これまでに経験したことのない金融不安や雇用状況など、長引く経済の低迷を受け、かつてない厳しい状況の中にあります。住民の代表として、議会及び議員の果たすべき役割等については、これまでも議論を深め、努力して来たところではありますが、議会として、一定の方向性を見出すことが求められているものと考えます。このため、議会の調査研究機関として、議長を除く議員全員をもって特別委員会を設置しようとするものがあります。

以上、説明申し上げ、提案理由といたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、発議第1号議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

お諮りをします。議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の委員長には総務環境常任委員長、副委員長には総務環境常任副委員長を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には総務環境常任委員長、副委員長には総務環境常任副委員長が決定をいたしました。

---

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日は散会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後4時43分散会

---